

令和7年第3回玉東町議会定例会会議録

令和7年9月16日玉東町議会第3回定例会を議場に招集された。

1. 令和7年9月16日午前10時00分招集
2. 令和7年9月19日午前9時58分開議
3. 令和7年9月19日午後2時55分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 玉東町議会議場
6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田 移津行	教育長	下地 哲雄
総務課長	古閑 康広	産業振興課長	清田 豊
建設課長	清田 善雅	町民生活課長	上田 直紹
税務課長	前田 周一	企画財政課長	西浦 仁敏
保健こども課長	清田 浩義	会計管理者	大城戸 雅昭
教育委員会 事務局長	松永 敏	農業委員会 事務局長	小島 隆一
福祉課長	岩川 康幸	代表監査委員	北島 義文

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬 伸一	議会事務局書記	小山 めぐみ
--------	-------	---------	--------

-
10. 議事日程

日程第1	議案第45号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第2	議案第46号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第3	議案第47号	玉東町議会議員及び玉東町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第48号 令和7年度玉東町一般会計補正予算（第3号）

日程第5 議案第49号 玉東町教育委員会委員の選任同意について

日程第6 報告第4号 令和7年度玉東町議会議員所管事務調査研修の報告について

日程第7 請願・陳情の件

追加日程第1 発議第5号 残された全ての水俣病被害者救済と水俣病問題の解決を求める
意見書の提出について

日程第8 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・
文教・税務常任委員会）

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

2番 功 刀 圭 一

3番 大 城 戸 廣 澄

開議 午前9時56分

○議長（松尾純久君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第45号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第1、議案第45号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

議案第45号を提案させていただく前に、誤りがありましたので訂正をお願いいたします。

訂正箇所を申し上げます。2枚目をお開きください。2枚目の改正文の中で、中ほどの19条の2－2から4行上です。『を「当該育児」』というふうに書いてある部分があるかと思います。このですね、「当該育児期間」となっておりますが、これは「育児時間」の間違いでございます。「当該育児期間」を「時間」に変えていただきたいと思います。

それから、裏面をお開きください。改正文の裏面です。

19条の5の4行目、後ろの部分です。括弧の次から、「をしなければ同区の」となっておりますが、これは「同項」のです。1項、2項、3項の「同項の職員の」になります。「同区」を「同項」に訂正をお願いいたします。

（もう一度お願いします。）

裏面の19条の4行目、後半です。後ろから3文字目ですね、「同区の」となっておりますが、これは「同項の」、1項、2項、3項、何条第何項の項でございます。「同項の職員の」というふうに続きます。大丈夫でしょうか。

それとですね、それに伴いまして、次の枚数目の新旧対照表のほうもお願いいたします。

新旧対照表の2ページ目です。改正後案のほうです。2／4ページです。2ページ目です。新旧対照表の改正後案のほうで、一番上の行、アンダーラインが引いてある部分ですが、「当該育児期間」を「時間」に訂正をお願いします。一番上の行で、アンダーラインの部分で、「当該育児期間」となっておりますが、これは「育児時間」です。「時間」の間違いです。よろしいですか。

それから、次のページ、3ページです。改正後案のほうで、下から2行目で、「いう」とじるをしなければ、同区の」となっております。これも「同項」の間違いです。「同項」です。はい、何条第何項の項でございます。

訂正箇所は以上でございます。よろしいでしょうか。

それでは、最初のほうにお戻りいただきたいと思います。本当にすみません、御迷惑をおかけいたしました。今後こういう訂正がないように心掛けていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、提案させていただきます。

議案第45号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和7年9月16日提出、玉東町長。

提案理由です。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、この条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。2枚目の改正文をお願いいたします。

今回の改正の概要につきましては、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度が拡充されたもので、国に準じて所用の規定整備を行っております。詳細につきましては、新旧対照表で説明をいたします。新旧対照表をお開きください。

左側が現行、右側が改正後案となっております。それからアンダーラインが改正部分の箇所でございます。

まず、第18条につきましては、部分休業を取得できない非常勤職員の要件緩和の改定でございます。中ほどの19条は第1号部分休業となり、第2号と選択が可能となり、また勤務時間の始め、または終わりに限り、承認可能とする取り扱いを廃止しているところでございます。

2ページをお開きください。2ページの中段より若干下になります。第19条の2は、第2号部分休業として新しく追加し、1年につき10日相当の範囲内で勤務しないことが可能となっております。

次のページをお開きください。第19条の3は、1年の期間を定めております。それから19条の4は、休業できる時間数を定めております。それから下の第19条の5は、部分休業の中ですね、内容変更を規定しているものでございます。

最後のページをお開きください。第20条は、給与の取り扱い、それから第21条につきましては、承認取消し事由についての規定を行っております。

2枚目の裏面にお戻りください。改正文の裏面でございます。中ほどの附則でございます。お開きでしょうか。改正文の裏面です。2枚目の裏面です。中ほどの附則でございます。第1条で、

この条例は、令和7年10月1日から施行するものといたします。

第2条では経過措置を規定しております。

以上で説明を終わります。御審議かたよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第46号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第2、議案第46号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） それでは、議案第46号を提案させていただきます。

議案第46号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和7年9月16日提出、玉東町長。

提案理由です。育児休業、介護休業と育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、この条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。2枚目です。これにつきましては改正文となります。

概要につきましては、今回の法律の改正を踏まえ、職員本人またはその配偶者が妊娠し、または出産したことなどを申し出た職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対して講ずべき措置を定め、規定の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表で説明いたします。

新旧対照表をお開きください。左側が現行、右側が改正後案となっております。下線部分が改正箇所となっております。改正の内容につきましては、妊娠または出産等についての申し出をし

た職員や、3歳未満の子を養育する職員に対する両立支援制度等に関する情報提供、それから制度の内容にかかわります意向確認などの措置を行うことを規定しております。また、14条の3に規定を追加しておりますので、条項の番号を繰り下げております。

2枚目が条項の条ずれがかかわった部分でございます。2枚目にお戻りください。2枚目の一番下でございます。附則です。また裏面をご覧ください。

第1条で、この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次の規定は公布の日から施行するということで、第2条では経過措置を規定しております。

以上で説明を終わります。御審議かたよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第47号 玉東町議会議員及び玉東町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第3、議案第47号「玉東町議会議員及び玉東町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） それでは提案させていただきます。

議案第47号、玉東町議会議員及び玉東町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

玉東町議会議員及び玉東町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和7年9月16日提出、玉東町長。

提案理由です。公職選挙法施行令の一部改正に伴い、この条例を改正する必要があるためでございます。

2枚目をお開きください。改正文でございます。今回の公職選挙法施行令の改正は、物価変動

等を考慮して引き上げを行う所用の措置が行われております。

詳細は新旧対照表で説明いたします。

新旧対照表をお開きください。左側が現行、右側が改正後案となっております。下線部分が改正箇所となっております。まず第8条の選挙運動用のビラの作成の公費負担額の作成単価が改正をされております。それから下のほうの第11条では、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額の作成単価の改正を行っております。そのアンダーラインが改正部分です。

また2枚目にお戻りください。附則になります。第1条で、この条例は、公布の日から施行するいたします。第2条では、適用区分について規定をしております。

以上で説明を終わります。審議かたよろしく願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第48号 令和7年度玉東町一般会計補正予算（第3号）

○議長（松尾純久君） 日程第4、議案第48号「令和7年度玉東町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） それでは、議案第48号について御提案申し上げます。しばらくの間おつきあいをお願いしたいと思います。

それでは、予算書を1枚おめくりください。

議案第48号、令和7年度玉東町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億762万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億1,629万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年9月16日提出、玉東町長。

1ページ目です。

第1表、歳入歳出予算補正、補正を行った款項区分のみ読み上げます。

歳入です。3款、利子割交付金、1項、利子割交付金は、6万2,000円を追加。

6款、法人事業税交付金、1項、法人事業税交付金、45万4,000円を追加。

9款、地方特例交付金、1項、地方特例交付金、77万2,000円を追加。

10款、地方交付税、1項、地方交付税は1億7,280万3,000円を追加。

2ページ目です。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、41万2,000円を追加、2項、国庫補助金、6,512万3,000円を追加。

15款、県支出金、1項、県負担金、15万6,000円を追加、2項、県補助金については、188万円を追加。

17款、寄附金、1項、寄附金、5億円を追加。

18款、繰入金、2項、基金繰入金、3,414万8,000円の減。

20款、諸収入、4項、雑入、11万を追加。

歳入合計、補正前の額に7億762万4,000円を追加し、59億1,629万9,000円といたします。

予算書4ページ目をご覧ください。歳出です。

1款、議会費、1項、議会費、29万2,000円を追加。

2款、総務費、1項、総務管理費、5億3,401万2,000円を追加、2項、徴税費、367万4,000円を追加、3項、戸籍住民基本台帳費、314万5,000円を追加。

3款、民生費、1項、社会福祉費、2,544万3,000円を追加、2項、児童福祉費、794万3,000円を追加、3項、災害救助費、220万円を追加。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、508万8,000円を追加、2項、清掃費、15万5,000円を追加。

6款、農林水産業費、1項、農業費、150万円を追加、2項、林業費、10万円を追加。

8款、土木費、1項、土木管理費、18万円を追加。

5ページ目です。2項、道路橋梁費、2,244万6,000円を追加、5項、住宅費、8,050万円を追加。

9款、消防費、1項、消防費、300万円を追加。

10款、教育費、1項、教育総務費、869万5,000円を追加、2項、小学校費、56万円を追加、3項、中学校費、1万4,000円を追加、5項、社会教育費、817万7,000円を追加。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、50万円を追加。

歳出合計、補正前の額に7億762万4,000円を追加し、59億1,629万9,000円といたします。

続いて、予算書8ページ目をご覧ください。詳細について説明していきます。

まず、2、歳入です。3款、1項、1目の利子割交付金は6万2,000円を追加しております。現在の実績に合わせております。

続いて、6款、1項、1目の法人事業税交付金は45万4,000円を追加、こちらも現在の実績に合わせております。

9款、1項、1目の地方特例交付金です。77万2,000円を追加しております。こちらは交付額の確定に伴い増額補正を行っております。

10款、1項、1目の地方交付税です。1億7,280万3,000円です。こちらでも交付額の確定に伴って今回補正を行っております。参考までに昨年度7月末の確定時と比較しますと、前年度比で4.49%の増となっているところです。

続いて、14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目の民生費国庫負担金は41万2,000円を追加します。介護給付費訓練等給付費負担金現年分です。補助率は2分の1、続いて、2項の国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は2,108万9,000円を追加します。社会保障税番号制度システム整備費補助金です。7節ですね。それから、もう一つが25節で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。1,829万8,000円となります。

続いて9ページ目です。2目の衛生費国庫補助金は76万2,000円を追加します。出産子育て応援交付金事業国庫補助金、補助率は3分の2、続いて、5目、民生費国庫補助金は327万2,000円を追加します。1節は地域生活支援事業国庫補助金で、補助率は2分の1、30万8,000円、3節におきましては、子ども・子育て支援事業費補助金52万8,000円、5節におきましては、医療費助成オンラインシステム改修費補助、補助率が2分の1で243万6,000円です。9目、災害復旧費国庫補助金は4,000万円を追加します。既設公営住宅復旧事業費補助金です。補助率は2分の1となります。

続いて、15款、県支出金、1項、県負担金、1目、民生費県負担金、15万6,000円を追加、介護給付費訓練等給付費負担金で、補助率は4分の1、続いて、2項、県補助金、1目、総務費県補助金は170万円を追加、物価高騰対応生活者支援交付金、補助率が2分の1です。2目は民生費県補助金で18万円、がん患者QOL向上事業、補助率は2分の1となっております。

続いて、予算書10ページ目です。

17款、寄附金、1項、寄附金、3目、ふるさと納税寄附金は5億円を追加します。8月末現在の寄附額としては、4億1,193万1,000円の寄附をいただいております。前年対比でプラス31%となっております。参考までに昨日現在の寄附額が、6億134万1,000円となっていることを申し添えておきます。

18款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は3,414万8,000円の減となっております。本予算の歳入超過について、本基金繰入金を減額することで調整しております。

20款、諸収入、4項、雑入、1目、雑入は11万の増、行旅病人等救護及び葬祭費となります。

続いて、11ページ目、歳出に移っていきます。

1款、議会費、1項、議会費、1目、議会費は29万2,000円です。こちらは職員給与費の補正となっております。なお、本補正予算の人件費につきましては、常勤職員の人事異動及び新規採用等を要因したもので、人件費総額は増減の調整を736万円の増額補正を行っております。人件費の説明は割愛させていただきますので、予算書の説明欄、19ページ目以降の給与明細を後ほどご覧いただければと思います。

続いて、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は12万5,000円を追加、説明欄です。NHK受信料は、令和7年分公用車8台分の受信料となります。5万円、それから返還金が7万5,000円という内容です。続いて、3目、財産管理費、2,851万円です。説明欄に工事請負費

と土地購入費とありますけども、こちらは現在役場駐車場が不足気味なために、新たに役場北東側に駐車場の整備を計画するものです。その工事請負費としまして1,911万円、それから土地購入費として500万円をそれぞれ計上しております。公用車購入費440万につきましては、大雨災害に伴い、教育委員会所有の公用車が水没しましたので、それに伴う代車分となります。6目、企画費は5億402万4,000円を追加します。企画事業においては、委員等の報酬7万2,000円を追加、木葉山トレイル実行委員会への補助金として30万円、それからふるさと納税事業は、委託料、基金積立金それぞれ2億5,000万ずつ計上しております。

L Pガス使用世帯支援事業です。次の12ページ目をご覧ください。L Pガス使用世帯支援給付金です。今回で第4弾となります。今回は1世帯2,000円の給付金となります。プラス事務費を合わせて340万円を計上しております。こちらにつきましては、財源の2分の1は県補助を充てる予定としております。続いて、7目、電算管理費は135万3,000円を追加、庁内N A S更新業務委託料です。データの保存装置の更新料となります。続いて、2項、町税費、1目、税務総務費は367万4,000円の追加、続いて、3項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費は314万5,000円を追加、住民記録システム使用料として69万3,000円です。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は2,372万1,000円を追加します。社会福祉総務費におきましては、医療費助成オンラインシステム改修業務委託料として487万3,000円、こちらには2分の1の国庫補助を充てます。それから、若年がん患者在宅療養支援助成金は36万、こちらには財源として2分の1の県補助金を充てます。行旅病人等救護費用繰替支弁費は15万円、それから三つ目の○です。定額減税しきれないと見込まれる方への給付金として、1,829万8,000円を計上しております。こちらは住民税の確定に伴う今回の補正となります。財源は全額国庫補助となります。

続いて、3目、年金事務費は28万2,000円の増、4目、障害者福祉費は144万円を追加しております。補装具交付扶助費として不足分を82万4,000円を追加、それから就労選択支援の創設に伴う障害福祉サービスシステム改修業務委託料として61万6,000円です。財源として国庫補助が2分の1入ります。

続いて、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は6万5,000円を追加、2目、児童手当費は補正額はあります。財源のほうを一般財源から特定財源のほうに変更しているものです。4目、子ども・子育て支援事業費は787万8,000円を追加します。内容は償還金です。737万2,000円、それから次の14ページ目です。こちらと同じく償還金で50万6,000円をそれぞれ計上しております。

続いて、3項、災害救助費、1目、災害救助費は220万円を追加、災害ボランティアセンターへの負担金です。追加分として200万円を計上しております。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費は4万4,000円を追加、2目、予防費26万4,000円は、健康管理システムの使用料です。4目、母子衛生費、114万4,000円を追加、こちらは妊婦支援給付貸与に伴うシステム改修業務委託料です。こちらも財源として国庫補助金が2分の1を充てる予定としております。8目、交流センター運営費は358万6,000円を追加します。交流センターの修繕費でありまして、内容は館内の排煙装置及びホールのガラスフィルムの修繕

となります。

続いて15ページ目です。9目、保健センター運営費は5万円追加、プリンター購入費です。2項、清掃費、1目、塵芥処理費は15万5,000円を追加します。こちらは西原製鉄所に置かれた不法投棄にかかる処分手数料となります。12万8,000円です。

6款、農林水産業費、1項、農業費、4目、農業総務費は30万円を追加、水田への油流入対応資材補助金です。30万円です。7目、農地費は120万円を追加、重機借上料120万円です。こちらはいずれも大雨対応にかかる経費となります。

続いて2項、林業費、1目、林業費は10万円を追加、こちらはアナグマやアライグマ等の駆除にかかる小型獣捕獲用の箱罠購入費として10万円を計上しております。

8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費は18万円を追加、消耗品費です。

16ページ目です。2項、道路橋梁費、1目、道路維持費は494万6,000円を追加します。内容ですけれども、工事請負費は山北小学校、小学校体育館線防護柵設置工事として480万円、補修原材料費として14万6,000円を計上しております。2目、道路新設改良費は750万円を追加しております。こちらは大城寺川構造物設置設計委託料として750万円の計上、4目、排水路整備費は1,000万円を追加しております。こちらの工事請負費は吉次長葉線側溝蓋設置工事及び山口地区排水流末工事となります。

続いて、5項の住宅費、1目、住宅管理費は8,050万円を追加しております。町営住宅稲佐団地災害復旧工事分です。1階の8戸に対する工事請負費となります。財源については2分の1の国庫補助金を充てることとしております。それから地域活性化住宅管理費は修繕料50万円です。

9款、消防費、1項、消防費、2目、非常備消防費は300万円を追加します。内容は防火水槽撤去工事、山口地区の分です。200万円、立ち上げ式消火栓設置工事はふれあいの丘分です。

続いて、17ページ目です。10款、教育費、1項、教育総務費、2目、学校教育費は19万5,000円を追加、3目、共同調理場運営費は850万円を追加します。こちらは大雨で水没した配送車の代替分となります。給食配送車の購入分として850万円を計上しております。それから2項、小学校費、1目、学校管理費は56万円を追加、山北小学校管理費におきましては、玉東和水陸上記録会のバス借上料26万円、木葉小学校管理費は修繕料30万円を計上しております。3項、中学校費、1目、学校管理費は1万4,000円、燃料費です。5項、社会教育費、1目、社会教育総務費は3万7,000円を追加、2目、公民館費は814万円を追加しております。内容は木製書架、20台の書架購入費814万円です。

補足になりますけれども、8月の記録的大雨に伴いまして、現在中央公民館のほうが利用できなくなっております。その図書館機能を中央公民館が復旧するまでの期間に限り、一時的に役場庁舎1階に図書室を開設する計画であることを申し添えておきます。

続いて18ページ目です。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、圃場災害復旧費は50万円を追加します。こちらは農道工事請負費で、農道の応急仮設工事分となります。

最後になりますけれども、今回の補正予算（第3号）におきましては、追加する7億762万4,000

円のうちですね、8月の記録的大雨にかかる災害関連経費としまして、1億551万4,000円を含めて編成していることを最後に申し添えておきます。

以上、御提案申し上げます。御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 11ページ、一番下の段ですね、説明欄の企画事業の木葉山トレイル実行委員会補助金、これは私の知り合いも参加したですよというようなことを聞きましたんですが、この委員会補助金は初めてではないかと思しますので、そのへんの説明をお願いします。

それからもう一つ、16ページ、土木費の説明欄の中の道路新設改良うんぬん750万、これは私が一般質問したあの件ですかね。

（はい、そうなります。）

次の下ですね、排水路設備費1,000万、側溝の蓋とかという話がありましたけど、そのへんの説明をお願いします。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 7番、林議員の一つ目の質問にお答えします。

今回木葉山トレイルですね、第2回目の開催となります。昨年ですね、第1回大会の主催は、一般社団法人ぷらっとぎよくとうを主催としておりました。今回はですね、ぷらっとぎよくとうがちょっと事業とか事務の縮小に伴ってですね、ちょっと主催としては対応できないということもありまして、今回新たに実行委員会方式で今回の第2回目は木葉山トレイル開催したいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 7番、林議員の質問にお答えします。

まず16ページの道路新設改良委託料につきましては、質問にありましたように、分譲地と町道を結ぶ橋をですね、新設することによって利便性を高めるための橋を設計するための費用になります。

そして、続きまして排水路整備費の工事請負費、側溝の蓋につきましては、町道吉次長葉線、天水から植木町のほうに抜ける町道になりまして、側溝に蓋がありませんので、そこに今、落ち葉とか土砂が堆積して、水たまりができて通行に支障がっておりますので、そこに蓋を設置するための工事費用になります。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） ぷらっとぎよくとうでやっていたから30万は企画事業には載せていなかったということですね。

（去年はですね。）

その実行委員会というのは、ぎょくとう広報にもよく載っていましたからね、写真とか、走ってきましたというのが。私の知り合いも、「去年参加しましたんですよ」なんて女の方が言われよったから、ああ、結構規模が大きくなっているんだなというのは分かっていた。ただ実行委員会があるというのが分からなかったから、その実行委員の主体はどこなのかをちょっと説明してもらって、それと役員のトップと事務局というのをちょっと教えてもらえないかなと思います。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 林議員の御質問にお答えします。

実行委員会自体はですね、この予算が通れば当然組織化していくんですけども、一応実行委員会の会則案も手元にあるんですけども、ちょっと御紹介したいと思います。

一応委員としましてはですね、その実行委員会の委員としましては、町の職員、それから教育委員会職員、加えてですね、木葉山トレイルの趣旨に賛同する個人もですね、入れたところで委員会のほうを構成したいと思います。

それから、案ですけども、一応会長としましては、大会会長は玉東町長、それから事務局におきましては企画財政課に置こうということで考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 今、案とおっしゃったから、今のところはないということですね。

（そうです、はい。）

分かりました。それから、土木のほうですね、側溝の蓋というのはセメントの蓋で、所々にグレーチングというかな、のやり方ですか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 今回の場所はただ蓋を置くだけでは設置できませんので、特殊加工してある側溝の蓋ですね、両側に蓋掛かりがあるのを購入しましてそれを設置することになります。

以上になります。

（グレーチングは入るのか。）

グレーチングは大体基本10メートルに1か所グレーチングは設置するように設計しています。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 本来はそのグレーチングで質問したくて、ちょっと前置きが長かったんですけど、国道も県道もいたる所にグレーチングはありますね。うちの前にももちろん国道があるし、もうちょっと奥に行けば町道にもあります。このグレーチングの下からですね、雑草が伸びてくるんですよ。だから、よくよく見るとボルトで留めてありますね。だから芽が出た分だけ私がずっと年に何回かつまんで、見苦しくないようにはしているんですけども、あれの除去というのはできないものでしょうか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） その溜まっている土砂ということによろしいんですか。

（いや、雑草が生い茂ってるの。）

（草たい、草やつがね、確かに間をぬって出てくつとは出てくつと。）

そこは一応地区のほうでできたらお願いしたいというところで、そのグレーチングを開ける、ボルトでですね、外す金具は、工具は町のほうで建設課で所有しておりますので、貸し出しはできますのでそれで対応をお願いしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） このへんは一般質問で聞いたほうがよかったんでしょうけれども、何でこの予算でかというとはですね、今度大雨洪水があったから、そこにつかえてマンホールの蓋が上がるというような状況じゃないけども、雑草がもう木が引っ張っても抜けない。だからそこに流れてくる水が、そして結局下まではいかんで溢れ出るとというのが予想されるんですよね。だから農業関係かな、農業で法面があって農道があって、その所有者がずっといますね。その法面の草を地域の農業者の方が、団体をつくって草刈りをやれば補助金がでるようなシステムがありますよね。そういうので土砂詰まりとか雑草の生い茂るというのを除去する制度というのは考えられないですか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 今は区役とかでですね、機械借り上げをされる場合の補助はあります。それ以外は今のところありません。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 自治会でやれば補助金をつけるということですか。

（機械借り上げ。）

例えば、法面とそこに側溝があって、枯れ葉が腐葉土みたいになっちゃって土砂が詰まっていると。私が言うようなグレーチング、それをひっぱがしてやるという作業に対しては、補助金が出るということですか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） その作業に重機などをですね、使用される場合の補助ということになります。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） そして今はグレーチングを盗む人がいるから、外れないようにしてありますね。そういう器具というのは役場にあるんですか、外す器具というのは。

（あるて言ったからさっきあるて、あるて。）

あるて、だけんそれを、ごめんなさい、次の質問を考えよったから聞いてなかった。借りるのはいつでも借りられるわけ。

（はい。）

区長さんにこうこうこうだから借りに行くけど許しをもらえば。ああそうですか、分かりました。

国道、うちの前は国道なんですよね、それは役場を通して国道に、国交省のが通りますね、あれに伝えられるんですか。個人では無理でしょうから役場で受け付けるんですか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 直接個人で言われても対応されると思うんですけども、その場合一応町に言っていただけましたら、建設課のほうから国交省のほうに直接伝えたいと思います。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） はい、安心しました。ではそのへんの作業はまた地区でね、打ち合わせて、何か所あるかというのが分からないのに、1か所だけで貸すということはある得んでしょうから、分かりました。

以上、終わります。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 2点ほど質問したいと思います。

まず最初は11ページの真ん中あたりですけども、総務費、総務管理費の財産管理費の中で、この工事請負費、土地購入費、これは駐車場の増設というふうな説明だったんですけども、これに関してですね、実際慢性的なという表現がいいかどうかはともかく、駐車場が若干満車気味になっているというがあるので、その費用についてですね、別に仕方ないかなというふうに思うんですが、これ最初から想定されてなかった原因がいろいろいくつもあって必要になったのかなと思うので、その理由についてですね、説明いただければというふうに思います。

それともう一つは、この予算書に載ってないんですね、いかがかなというのがあるんですけども、ちょっと質問させていただいて、答弁のほうはまた考えていただくということでよろしいでしょうか。

（内容次第です。）

14ページですね、衛生費に関係することだと思うんですけども、今回水害等が起こって、やっぱり水没した箇所がかなりの件数あったと思うんですけど、その中で、合併浄化槽及びブローアについて、いろんな電化製品被害に遭われたとは思いますが、その中でも合併浄化槽とブローアについては、若干ほかのが壊れたのとは違って、保健衛生上の問題等もあり、浄化槽を設置するときは補助等もしていただいているというのもありますけども、これの修理とかいうのがどれぐらい出ているかというも分からないし、あるかないかもちょっと正直な話し、ちょっと壊れているみたいだという話はちょっと聞いたことあるんですけども、実際それがどれぐらいの規模なのかは分からないので、こういうのに関しては今、調査中でまだ予算がつかないのか、またはそのへん今後どうなるのかというのも含めまして、答弁をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 8番、清田議員の質問に答えます。

駐車場これはこの庁舎を建設するときからですね、この駐車場の用地として購入したいことを申し入れをやった。ところがその時点ではですね、話にならなかったということですね、そのときはあきらめておったんですけど、交渉する中でやっとなんて、目処がついたので、今回予算化して工事費を組んだわけでありまして。

以上。

○議長（松尾純久君） 町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） 8番、清田議員の御質問にお答えいたします。

先月の8月豪雨に伴う浸水等により、合併浄化槽も浸水して、被害があるかどうかの報告があっているかという御質問と、それに伴う修理はどうなるのかというところの御質問かと思えます。

合併浄化槽自体は、水没しても影響はないということなんですけど、ブローア、空気を送る電化製品がありまして、そちらのほうで故障するかもしれないというところで、これ所有者の方はちょっと分からないかなと思います。清掃の管理会社のほうが月1回とかいう点検の際に確認して動いてないとかいう話がでてくるので、もうそろそろそういうところが報告されるのかなあというところでちょっとお聞きしているんですけど、あまり電化製品で水没により故障したというところは聞いておりません。

ただ、学校関係での給食センターあたりのブローアもなんか故障したというところと、大きな事業者のところのブローアも故障したというところは聞いておりますので、このあと修理、故障したという報告があがってくるのかなとは思いますが、今のところ自己で修理、自分で修理をお願いするというところの見解です。

以上です。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） すみません、予算書にないところでの質問申し訳ないですけど、答弁ありがとうございました。

先ほども言ったように、ほかの電化製品とはちょっと違うかなというふうなことがあり、修理費の補助、修理というよりもあれはもしかしたら交換になるのかなという気はするんですけども、そのへんもちょっと検討していただいとけばと思ったのでちょっと質問してみました。

それと駐車場の件は、以前にもですね、一度何かのときに説明を聞いたような気がするんですけど、ちょっとそのあたり抜けていたので、再度ちょっと予算計上されたので質問したというところでした。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君の質疑を終わります。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） おはようございます。

11ページですね、清田議員と一緒に。この駐車場を新設されるということですが、何

台分なのか。それと公用車購入、これは確か中央公民館のところのシャッター付きの車庫に入れてあった分と思いますが、役場の公用車にはですね、保険ですね、保険、これは掛けてあったのか。掛けてあったらですね、保険からも少しは出ると思いますので、そのへんを詳しくよろしく。

それと15ページ、農林水産、農業総務費ですね、水田にですね、油が流入し、その対応次第、補助金30万円、少し詳しくよろしくをお願いします。

以上、2点です。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

駐車場の工事の予定台数は19台となっております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 6番、坂本議員の御質問にお答えいたします。

公用車購入費の中で、保険があったかということでございます。当然保険は掛けております。今回4台ほど浸水しておりますので、その分については保険のほうの残存価格の計算で入ってくる予定でございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 6番、坂本議員の二つ目の質問にお答えします。

こちらは稲佐地区においてですね、油の流出、今回の水害で流出により、水稻に若干油がかかって色が変わっている箇所が水害直後にありました。そこについてはですね、基本的には共済とかで対応していただきたいというところなんですけど、県に確認したところですね、収穫後なんですけど、油は基本的には改善されていくということで、大丈夫ということでもありますけど、もし臭いとかが残っている場合にはですね、石灰とか撒くと、土壌改良することによって、来年も安心して作付けできるということでもありますので、もし収穫後もですね、臭い等があった場合には、そこに対して補助を何らか、石灰の購入に対して補助をしていきたいなというふうに考えているので、今回予算を付けているところであります。これについてはですね、一応属人というふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 駐車場に関してはですね、19台ということですが、やはり、先ほど清田議員も言われましたようにですね、こういう議会のとときとかですね、非常に駐車場がなくて、その下の通路あたりに停めてあることが非常に多いです。やはり高齢者の方も来られますので、もしもそういうところに停めとってですね、当たって、ここに停めとるとが悪かったとかですね、そういう問題も起きかねませんのでですね、よかったらですね、やっぱり19台もですね、役場庁舎の1回にテナントを入れる予定であったならば、やはりですね、もう少し多い台数をですね、きちんと今後も考える必要はあると思います。その1点ですね。

それとこの教育委員会の440万、これは保険の査定を入れてあつですかね。要するにですね、440万円を組んで、保険会社からも幾らかくるといふふうに思いますよ。それをトータルして今度は購入されるんですか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 今回の公用車の購入分については、保険とは全然絡めておりません。というのが、今回買いますのは、すぐに代替えの車が欲しいことで、中古のほうを考えております。ある車をすぐに買いたいということで今回の予算計上と、それから廃車します車あたりで、保険会社にもちゃんと言っておりますので、あとは向こうのほうから、その保険会社からその残存価格の車の分の保険は入ってくるということでございます。一応全部廃車と、もう使えないという状態でありましたので、修理のほうにまわすとか、購入のほうにまわすとかじゃなくて、別にちょっと考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） ということは別途にその保険会社からの金はまた計上されるということですね。

（はい。）

はい。でですね、このあいだもですね、給食の運搬車、あのときもですね、確か私は議運の中で言ったと思うんですが、やはり公用車が浸かる、またですね、来年もですね、こういう水害が発生するかもしれません。特に公民館はですね、車庫の中に何台も入れてありますので、緊急時すぐ出せないというふうに思います。

やはり今から先ですね、何回も水害がくるといふふうに想定してですね、やはり浸からないところに是非ですね、来年度ぐらいの予算ではですね、やはり800万以上もするような車だったら、やはり浸からないところにですね、きちんと保管しとくて、こういうこともですね、是非来年度予算にはですね、反映していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

車庫を改めて造る必要はない、そういう無駄金は使えない。一般質問で皆さんからあったように、対応を早めにしとくということです。対応を早めにすれば避難させることができます。これが三重県の四日市、地下248台だめになりました。今回は予想以上のスピードで雨が降ったということです。そのことも理解してもらいたい。町の職員も精一杯の努力をやった。人身には被害がなかったということなんです。

駐車場の件につきましては、今、公民館がこちらに来ています。公民館は修復ができれば向こうに行きます。そしたらその分は空きますから、駐車場の19台をやればずいぶん緩和されると。年末にかけて銀行の利用者も多くなります。そこで考えられるのが会計年度職員、これをまず武道館の横の駐車場、あそこに朝から行ってもらって、朝から乗り合わせてここに来てもらうとか、こっちの10人乗りの公用車で運搬するとか、そういう対応をやっていきたいと思っております。

以上、答弁します。

○議長（松尾純久君） 6 番、坂本和也君。

○6 番（坂本和也君） 町長、今の答弁の中で非常に私は不思議なことがありました。早めの対応というが、早めの対応がですね、できんところが本当の災害です。でですね、やはりそのへんはですね、今、坂村さんの話にもありましたように、対応ができないような豪雨災害が日本国中で頻発しておりますので、やはりこれはですね、人間の今は常識を、私たちの経験上の常識を越えるような災害が発生しておりますので、是非そのことをですね、よろしくお願いします。

あとですね、油漏れですね、油漏れの土壌改良を石灰というふうに言われましたが、あの油漏れした稲というのはの検査とか考えておられますか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 油漏れした稲の検査については、特段何も考えていません。

○議長（松尾純久君） 6 番、坂本和也君。

○6 番（坂本和也君） 土壌漏れしたつはですね、改良すればいいことなんですが、本当はですね、油の入ったお米、できた製品がですね、油漏れによって何か異常があったらですね、これが一番困ると思うんですけど、よかったですね、やはり油漏れした米がですね、食品衛生上に問題ないかもですね、是非よかったですね考えてもらいたいというふうに、いかがですか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 今回被害に遭われた水稻につきましては、共済での保険の対応になるかと思います。もし製品を出されるとなると、やっぱりそこに関しては個人で対応していただきたいなというふうに考えているところであります。

○議長（松尾純久君） 6 番、坂本和也君。

○6 番（坂本和也君） 私が言うのはですね、製品を出されるのは個人の対応を言われましたが、やはり共済や県あたりとですね、協議しながら、大丈夫ですかというような確認をもらっとかんと、じゃあそれをふるさと納税に出しました。ちょっとこの米はなんか臭いがするよとかあった場合にですね、困る恐れもあるので私は言っています。分かりますか意味が。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 坂本議員が言われていることは重々理解しております。今回出されない部分が結局共済金で補填されるかと思うので、もう臭いとかするお米でありましたら出荷されないようにするのが個人での考え方だと思いますので、出荷される場合には、自ら検査をして出荷していただきたいなというふうに考えているところであります。

○議長（松尾純久君） 6 番、坂本和也君。

○6 番（坂本和也君） よかったですそのへんをですね、事前に県あたりと相談しながらですね、やってもらえれば、非常に農家の方も安心して、じゃあそこだけ刈らんとよかたいなかなりませんので、よろしくお願いいたしますと思います。

やはり一番問題なのが、米をですね、出して、あとでクレームがくるとが一番怖いんです。よかったですね、そのへんも農家の人たちに御指導をよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それではですね、たくさん聞きたい部分がありますけど全部は無理だから、10ページ、ここは歳入ですね、10ページの歳入、17款、寄附金、1項、寄附金、3目、ふるさと納税寄附金、企画課長のほうから説明がありまして、私、メモをとっていたんですけど、あんまり課長が早口でちょっとメモがとれなくてですね、一応約4億1,300万計画が今現在で6億なんぼ、その6億なんぼがちょっとメモをとってなくてですね、その5億だったのがもう6億以上寄附金集まったということで、今回豪雨災害で企業寄附金、そちらのほうに豪雨災害企業寄附金のほうを設けられたらどうかと思ってですね、伺いたいと思います。

それと13ページ、13ページの3款、民生費、1項、社会福祉費、この中で19節、扶助費の中で、定額しきれないと見込まれる方への寄附金、1,829万8,000円、この内容説明をもう少し詳しく聞かせてください。

それとですね、17ページ、10款、教育費、5項、社会教育費の2目、公民館費、節が17節、備品購入費814万円の書架購入費ですね、これはどういった見積もりの算出をされてこの814万になったのかをお聞かせください。

以上です。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 4番、狩野議員の御質問にお答えします。

まず、冒頭趣旨のほうを御紹介しましたけども、再度もう一度御紹介したいと思います。

今年度ですね、ふるさと納税ですけども、まず8月末現在の寄附額についてはですね、4億1,193万1,000円でした。最新の数字を申し上げますね、それが昨日現在、9月18日現在の寄附額ですけども、8月末現在からですね、やっぱり駆け込み寄附がやっぱりうちも結構増えております。その関係上ですね、昨日現在で寄附額が6億134万1,000円ですね、昨日現在寄附をいただいているところです。

それから、2点目の企業版ふるさと納税の話ですけども、実は今月に入ってですね、企業版ふるさと納税を活用したですね、一応寄附の受け入れは、一応開設はしているところです。

以上となります。

○議長（松尾純久君） 税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） 4番、狩野議員の2番目の御質問にお答えいたします。

13ページの定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付ですけども、こちらで1,800万円予算を計上させていただいておりますけども、こちらについては6月補正で1,400万同じ項目で予算を計上させていただいております。合計で3,200万の給付ということになりますけども、こちらにつきましては、前年、令和5年度比較して令和6年度の所得が下がられた方とか、令和6年度中に令和5年度と比較しまして、扶養、出生とか扶養が増えられた方、あと給付金を受けら

れていない事業をされているところの専従者の方など、ちょっと幅広い要件の方が該当されておりまして、全員で今、950名の方に対しての給付を見込んでおります。条件についてはそういった形になっておりますけども、こちらについては災害等もあっておりますので、なるべく早く準備をいたしまして、給付をいたしまして、11月までには完了させていこうと考えております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 4番、狩野議員の御質問にお答えいたします。

図書室の書架の購入につきましてですけども、今回の災害によりまして、既存の書架のほうですべて処分という形になっております。一応この積算の根拠としましては既存の図書が約20台ございました。同等の書架をですね、購入を今のところ計画しておりまして、価格の根拠としましては、カタログ価格で積算をしております。詳細につきましては今後詰めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、企画課長に繰り返しお尋ねしますが、今、課長の説明で、今現在、災害による寄附金を掲載しているわけでしょう、ネット上で、ネット上で掲載していて、今現在ではそんなに寄附金は、災害寄附金は集まっていないわけですか。どのくらいぐらい集まっていますか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 企業版ふるさと納税を用いた寄附についてはですね、9月の上旬にある事業所のパンフレットのほうに掲載しているところです。令和7年8月豪雨からの復興というですね、プロジェクト名で、ある事業者のパンフレットの中にですね、掲載をして寄附を受け付けを始めたところです。現在のところそれを通した寄附金のほうはですね、まだ実績としてはございません。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） ほかに自治体はですね、もう早くからこの豪雨災害による企業版寄附金を掲載しています。全部じゃないですけどね、県内自治体、玉東町もいち早くそういった企業版ふるさと納税の寄附金、豪雨災害のですね、それを掲載したら、私は早く寄附金が集まるんじゃないかと思ひまして今日質問しました。課長はどう思いますか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 狩野議員の御質問にお答えします。

先ほど言ったようにですね、あるそういった企業版ふるさと納税を扱う事業所のですね、パンフレットには載せているんですけども、今後いろんな媒体があるかと思うので、可能性がある部分についてはですね、是非受け入れの記事掲載について検討をしたいというふうに思うところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは町長に尋ねますけど、町長はその企業版ふるさと納税の今回の豪雨災害、ネット掲載をいち早くする考えはございませんか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

ちょっと待って、ネット掲載してるんでしょう。

（いや、今やっているのはですね、パンフレットの中に掲載しています。）

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問にお答えしますが、企画課長がですね、丁寧に説明をしております。どうか理解をしてやってください。できることはやっておりますから。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは分かりました。続きまして次の質問に移らせていただきます。

13ページの定額減税しきれないと見込まれる方の給付金、今回豪雨災害は7年度だから、令和5年から6年度までの定額現在しきれない方が950名ということですね。その950名は前の年度、令和4年から令和5年までの人数としたら、増えたわけですか減ったわけですか。

○議長（松尾純久君） 税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） 今の950名ですけども、これは令和5年度と6年度を独自に計算させていただいた人数になりますので、そのときの年度の比較については計算はしていない状況になります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、今回この豪雨災害被害受けられた方が次年度ですね、次年度で定額減税しきれない方がものすごく増えると思うんですよ、予想としてですね。何人増えるかは分からないですけど、そういったときも税務課としては減税措置をとられるわけですね。どうですか。

○議長（松尾純久君） 税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） これが国の事業といいますかですね、ですので、この給付金については、全額国庫補助金でみられているという事業になりますので、これは国がどういったふうに今後決められるかですね、まだ物価等もこの先見えないですので、国の方針次第でまたこの事情が実施されるというのは決まってくるかと思われま。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、町長でもいいですけど、町独自でこの豪雨災害に対する減税策とかは考えておられますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問にお答えしますが、今、狩野議員が聞かれたことは、一般質問の中で十分答えております。町としてもできることはやるということをはっきり言っていますから、読み直していただければ分かると思います。

○議長（松尾純久君） 私が答弁求めたのがいけなかった。一般質問で十分減免措置は言ってあ

りますから。分かりましたか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 私もですね、もう一回町長に念を押して、減税措置を皆さん、町民望まれていますので、念を押して尋ねた次第です。

それでは、次の17ページ、17ページの書架購入費814万ですね、これは説明では書籍を入れる棚20台という説明だったんですけど、本のほうは水害で使えない書籍もあると思うんですよね。そういうのは購入は含まれていないわけですか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 4番、狩野議員の御質問にお答えいたします。

この金額につきましては、あくまでも棚、書架の分だけの購入の費用をあげておりまして、本の購入費につきましては掲載しておりません。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それで、棚の20台の分ということで、また本を購入する場合はまた予算を立てるわけですね。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） はい、購入する場合は当然予算のほうをあげさせていただきたいと思っております。また、個人や各種団体等より本の寄附の相談等もあっておりますので、そういうのも今回棚を予算計上いたしましたのは、棚がないとそういう受け入れもまずもってできないものですので、まず棚を受け入れて、そういう寄附とかに対応できるようなところで予算を計上いたしました。本が購入が必要な場合は、また予算を計上させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） すみません、ちょっと関連でお尋ねしますが、何冊ぐらい水没、水で被害受けて使えないような本がどのくらい出たんですか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

およそですけども1万4、5,000冊があったというところで、その約半数以上が今回処分しております。

以上です。

（はい、以上です。）

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時25分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） すみません、1点だけお尋ねいたします。

16ページのほうをお願いいたします。16ページになります。

1項、土木管理費のところの5項、住宅費、1目、住宅管理費のところの今回稲佐町営住宅ですね、の復旧工事のほうで8,000万というところで、どれぐらいこれから先ですね、これが承認されればどれぐらいの期間で工事が終了を見込まれているのか。

それと今現在ですね、町営住宅のほうには車のほうが1台も停められておらず、サテライトさんのほうから駐車場を借りられている状況でもありますが、その理由もひとつお聞きしたいなと思います。

よろしくをお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 2番、功刀議員の質問にお答えします。

稲佐の町営住宅は1階8戸がですね、床上50センチの浸水になりましたので、それに対する災害復旧工事ということになります。ただ今設計をしております、設計後に工事を発注するようしておりますけれども、一応今の予定では来年3月までには終わらせたいところ予定をしております。ちょっと時期がですね、まだ工事を出していませんのではっきりとした目処は立っていませんが、その予定では、プレハブのリースとかもしておりますのでそれで進めております。

あと駐車場につきましては、資材をですね、1階の住んでいる方の家具、家財道具を表のプレハブに駐車場を借りて置いておりますので、その運搬、また今後工事が始まりますと、その前に重機とかですね、そういった資機材が入ってくるかと思っておりますので、もう今の時点からその駐車場に入るのを御遠慮いただいているということになります。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。私ですね、やっぱりどうしても町営住宅に関して、稲佐のほうに関しましては、私も当初やっぱりそこから始まったんです、玉東町に住みつけたのがですね、お世話になることが。17年間あそこにお世話になったというところもありまして、やっぱり一番気になるところで、今現在そうやって1階の方々はですね、被害に遭われてですね、これからちょっといろんなところに仮住まいという形で行かれておりですね、これは住宅法に伴って家賃系はですね、補助があるというところでお聞きしているところで、これから先ですね、やっぱり2階に住んでいる方々もですね、サテライトさんのほうに今、駐車場を置かれているということで、かなり不便さまでてくるのかなとは感じているところでですね、その2階の方々もですね、今、駐車場をサテライトさんのほうに停めておられますが、サテライトさん側からして

みれば駐車料はとらないと、それはもう分かるところなんですけど、建設課としてはですね、2階に住まれている方々の駐車場の今、支払いはあると思うんですけど、その免除なんかはされるんですか。2階の方々については、そこをちょっとひとつお願いします。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 2階の方の駐車場につきましても免除しております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

分かりました。一応ですね、2階に住まれている方々もですね、しっかりと御理解をいただいているというところで私のほうも認識しております。これからもですね、一日も早い復興に向けて頑張っていただきたいと思います。

よろしくお願いします。終わります。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 16ページです。一番下の枠のですね、消防費の非常備消防費のですね、防火水槽の撤去については山口地区と言われまして、山口地区のどこですかということと、その下の立ち上げ式消火栓は、ちょっと私、聞き取りにくかったんですので、代替え的な立ち上げ式ですかね、お聞きします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 3番、大城戸議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目ですね、防火水槽撤去工事、山口地区ということですが、今、藤本アパートの建て替えが行われておりますが、その敷地内に防火水槽があったということで、工事をする中で防火水槽が邪魔になるから撤去してくださいということで言われましたので、今回早急に予算を組んで撤去作業に入る予定のところでございます。

それから、立ち上げ式の消火栓につきましては、交流センターの進入口付近、上がってきまして道路からの進入口にですね、現在既設の埋め立て式の消火栓がありますが、その消火栓がですね、よくあるパターンで上がらんとですよ、固着して、そういった関係がありまして、それと、やっぱり無理に開けよったんでしょうね、取っ手のほうがこねられてちょっと損傷しております。その関係でですね、今後、今は地下埋そう型よりも立ち上げ式に替えておりますので、今回消火栓の立ち上げ式に切り換えるという工事でございます。

以上でございます。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 防火水槽を、今ある防火水槽を撤去ということで、あの場所だったらそれを撤去すればですね、代替えが必要かなと思うんですけど、今すぐ近くに農業用水が今月いっぱいまでは流れていますが、その後は用水が来ません。ということは、この防火水槽がもしも

なくなればですね、あの付近はですね、ちょっと不都合になると思いますので、代替えということとは今の計画はありますか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 3番、大城戸議員の御質問にお答えします。

代替えについても、当然撤去するということであれば代替えも検討していかなければなりません。ただ、今回はちょっと早急でございましたので、まず代替えもですね、今、検討中です。それも考えながら今後代替地があればですね、早急にまた工事にかかっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） それで今度撤去される防火水槽は、多分言われましたように、アパート建設等であの付近を工事がありますので、そのアパートは個人の所有地に防火水槽があったんじゃないかと私は思うんですね。個人の所有地だったでしょう、聞きます。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 大城戸議員の御質問にお答えします。

防火水槽があったのは、そのアパートの何筆かありますが、その中に里道がございました。その里道の中に防火水槽があったんですが、その里道をですね、払い下げということで、今、整備をされているところに払い下げをしております。その中に防火水槽はあったという形でございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 個人の所有地とか、例えば共有地で道路とかあった中で、防火水槽はあったような気がするんですけど、防火水槽は補助金で何割ですかね、かなり半分ぐらいは、もう補助金で防火水槽の建設をされますが、個人の所有地とかそういうところにあった場合には、所有者が撤去してほしいといった場合には、すぐ撤去できるかとか、そのへんあたりの条件等については、簡単には撤去できないやとそういう認識もあったんですけど、そのへんの国の予算を使ったその物に対しては、そういう条件についてはいかがでしょうか。もう言われたようにすぐ所有者が撤去してほしいと言った場合には、すぐ撤去できるのでしょうか。そのあたりをお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えします。

防火水槽埋め込み式、これ以前はですね、民有地とかですね、公共の場所とかいろいろあったんです。私になってからは一切個人の所有地には造らないと。なぜそうするかというと、大城戸議員が言うように、代替わりになったらこれを撤去しろと言われたとき撤去せなんわけですね。撤去してくれと言われたやつはですね、全部撤去しております。この山口のだけじゃなくて、今までだいぶ撤去しました。それは、撤去した後は立ち上げ式は、立ち上げ式もですね、町有地に建てておると、買収して建てておると、そうしなければ代替わりしたときに撤去してくれと言

われたら撤去せなん。そういうことですね、公有財産のところにやるということです。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 町長のそういう考えが一番いいと思いますが、私の知る限りで、あの防火水槽は町長に就任される前にできた防火水槽だろうと私は思いますので、今回撤去についての国の補助金等を使った条件には、もう撤去しても問題ないというようなことははっきりできるんですかね。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 大城戸議員の御質問にお答えいたします。

結構前に建設された防火水槽でございます。その防火水槽が補助金あたりを使ったかどうか、ちょっとこちらのほうでも書類が残っていないので分かりませんが、今回こういった個人の造成の事業撤去してくれということだったので、これは撤去せざるを得なかったということで御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 私の記録ではですね、私、元消防職員で、なんかですね、補助金を使った場合には、50年ぐらいには、よほどの事情がない限りは簡単には撤去できないという、そういうこともちょっと、そういう気もしますので、そのあたりちょっと確認をされて、要するに早くそれを撤去したならばですね、代替的な措置を、消火栓なり、近くに防火水槽なりを造っていただきたいと思います。

終わります。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） すみません、2点お伺いします。どうしても職業柄お伺いさせていただきます。

11ページの公用車購入、これ水害に遭ったのが4台、今度の購入も4台ということでよろしいのかというのと、あとは、そもそもの必要台数の検討はされたのかというところですね。

17ページですね、17ページのこれも給食配送車購入費850万、これは新車か中古車かと、今まで使っていた車がどこらへんまで浸かったのかというのを教えていただきたいです。

お願いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 1番、前田議員の御質問にお答えいたします。

まず公用車の購入の件でございますが、浸かったのは公民館、教育委員会ですかね、公民館が使っている車は4台です。4台浸かって、購入については予算にあげている範囲内で、大体3台から4台を考えておりますが、本当に必要な台数の検討についてはですね、今、教育委員会がこちらの本庁に来ておりますので、今、本庁で使っている公用車を使ってもらいながら業務をして

いただいております。今後も本当に必要台数については、教育委員会のほうと検討しながら、また台数は決めていきたいと思いますので、今回取りあえず中古ですぐに使える車の購入というふうに御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 1 番、前田議員の御質問にお答えいたします。

給食配送車の購入費につきましては、一応850万は新車の予算を計上させていただいております。水没の程度になりますけども、一応このキャビンといいますか、運転席の足元まで水没しておりました。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） では公用車のほうですね、必要台数の検討をされているならそれで大丈夫です。結構使っていない車、あんまり距離が走っていない車もやっぱりあるもので、4 台浸かったから4 台必要とは限らないからですね、そこを検討されているなら大丈夫です。

給食配送車なんですけども、新車購入とのことで、入札されるのかなんか分からないですけど、それから実際に車が届くまでどれぐらいの期間をみてらっしゃるんでしょうか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

一応まだ、失礼しました入札の予定ですけども、この見積もりをとった業者、今、購入した業者に今の配送車の会社に尋ねたところ、半年ほど納車まではかかるというようなところで聞いております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） これ今まで使っていたのはどれぐらい前に買われた、で、お幾らぐらいだったかって大体分かりますか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

購入は平成27年の9月の購入となっております。その際の購入の契約金額は382万8,000円、予定価格としましては494万円でありました。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） そのときも新車だったんですよね。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

新車で購入いたしました。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） ありがとうございます。

物価も上がっているので費用が上がっているというのは仕方ないと思います。ちょっと記憶違いかもしれないですけど、私このときに入札しませんかと言われたことがあるんですよ、この平成27年のときに。このときも期間が半年で、いや半年なんかでトラックの新車来ないよということで、なんか期間が延びた記憶があるんですよ。今こういう車っておそらく受注生産だと思うんですよ。仮に1年、普通のダンプとかでも今、1年とかかかったりするんですよ。仮に1年かかった場合に、先日補正でありました配送車リース料、これ4か月で138万かかっているんですよ。1年で400万もかかることになるんですよ、またリースをすれば。となるとその時点で車両代の半分ぐらいかかっちゃうことになるんですよ。なので、今回は中古を購入するとか、そういった検討をしたほうがいいんじゃないのかなというふうにも思ったんですよ。

先ほど水位を聞いたのも、トラックの足元付近までであれば、修理代が先日委員会のときに600万ぐらい修理代がかかるってお伺いしたんですけど、そこまで本当にかかるかなっていうのもちょっと疑問に思ったんですよ。なのでその期間とか、中古だったり修理だったりというのを検討はよくされたのかなと思ってお伺いします。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

すみません、先ほどの訂正ですけども、一応今この新車の見積もりをとった見積書では、発注後7か月後の納車というところでいただいております。修理品につきましても先日600万程度というところで概算を申し上げておりましたけども、正式にいただいた修理の見積書につきましては、約480万が修理であがってきております。

以上です。

中古につきましては、すみません検討はいたしておりません。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） なら中古も修理も検討はしていないということですよ。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 修理につきましては、一応見積もりも取りまして、この金額を払うのであれば新車がいいのではというところで、新車の予算を計上いたしております。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） はい、分かりました。今考えた中では、もう新車がベストかなというところですよ。平成27年に買われている車でもありますしというところで、そのへんを検討されているのであれば納得しました。大丈夫です。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

5 番、坂村勇治君。

○5 番（坂村勇治君） 15ページかな、4 款、衛生費の中の塵芥処理費、これは不法投棄処理代

が12万8,000円あがっております。私がこれ多分お願いをした件ですけれども、ずいぶんと長い期間が経ちましたが、これ地主さんの確認は取れたんでしょうかね、その点、よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） 5番、坂村議員の御質問にお答えいたします。

地主さんと連絡が取れて、そういう経緯あたりを聞いて、ちょっと不法投棄ということでされたというところで、不法投棄の手数料を計上させていただいております。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 西原製鉄所、県の文化財の指定になっております。私もあそこに行ったときに、目の前に2台ぐらい不法投棄されているというような確認で課長のほうに申し上げたんですけれども、あれは本当に地主さんは不法投棄というふうに明言されたわけですか。

○議長（松尾純久君） 町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） 本人さんに確認しましたところ、そういうお答えでしたので、はい、そうです。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） ああいった箇所は人気がないといえますか、ほとんど下っていかない場所ですので、行ってみると清掃はきちんと町のほうで管理をされて、きれいな状態の中で、ああいった不法投棄は、人があそこに入っていくもので、ああいったところはやっぱり不法投棄をされやすい場所ではあると思いますけれども、非常に見苦しかったという思いがします。

ああいった地主さんも覚えがないというような形ですので、ああいった所に捨てられたらですね、わざわざああいった所まで入っていく人もいく人だなあというふうにも思います。本当不法投棄というのは、ちょっと通りを行きながらパッと捨てていかれる方がほとんどですので、ああいった奥まで行って捨てるというのはですね、よくよく場所を分かっておられるような方が捨てたんじゃないだろうかというふうに思いますけれども、だれも監視はできませんのでですね、非常に今回、結果的には処理をしていただけるわけですので、期間があまり長かった経緯もあります。非常に文化財の前でもありますし、ありがたいことだったというふうに思います。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後0時57分

○議長(松尾純久君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

1時という宣告をしていませんでした。大変申し訳ありませんでした。

日程第5 議案第49号 玉東町教育委員会委員の選任同意について

○議長(松尾純久君) 日程第5、議案第49号「玉東町教育委員会委員の選任同意について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、前田移津行君。

○町長(前田移津行君) 議案第49号、玉東町教育委員会委員の選任同意について。

玉東町教育委員会委員の委員に選任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。令和7年9月16日提出、玉東町長。

住所、熊本県玉名郡玉東町大字■■、氏名、狩野輝幸。生年月日、昭和■■年■■月■■日生まれ、72歳。

提案理由、玉東町教育委員会委員狩野輝幸氏の任期が、令和7年9月30日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を選任するにあたり、議会の同意を求めるものである。

狩野氏の経歴については、継続してやってもらうわけですので、皆さん御存じだと思います省略いたします。よろしくお願いします。

○議長(松尾純久君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、原案のとおり同意さ

れました。

日程第6 報告第4号 令和7年度玉東町議会議員所管事務調査研修の報告について

○議長（松尾純久君） 日程第6、報告第4号「令和7年度玉東町議会議員所管事務調査研修の報告について」を議題とします。

本案について、報告を求めます。

9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 報告第4号、令和7年度玉東町議会議員所管事務調査研修の報告。

1、調査研修の目的、東日本大震災で被害を受けた自治体の復興計画に基づく地域防災力の強化等の取り組みを視察し、今後想定される南海トラフ地震や豪雨災害等の対策につなげる。併せて、子ども・子育てに関する支援等の研修を行い、暮らしやすいまちづくりの発展の一助とするものである。

2、調査研修地、宮城県石巻市・女川町。

3、調査期日、令和7年8月3日から8月5日まで。

4、研修、この研修については、議員全員参加して研修をしておりますので、内容については後で皆さんご覧ください。

令和7年9月19日、厚生文教税務常任委員会委員長、吉住貞夫、総務経済建設常任委員会委員長、坂村勇治。以上です。

○議長（松尾純久君） これで令和7年度玉東町議会議員所管事務調査研修の報告についてを終わります。

日程第7 請願・陳情の件

○議長（松尾純久君） 日程第7、請願・陳情の件を議題とします。

請願第2号「官製談合防止法違反疑惑と内部情報漏洩と守秘義務違反のニュース報道に関する真相究明のため、百条委員会を設置する請願書」、陳情第5号「水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める陳情書」が提出されております。

お諮りします。私たち町の議員は、町民から提出されたものを審議するのが本来の役目と存じます。先の議会運営委員会で、請願第2号については町民からの請願であり、陳情第5号は町外ではありますが、審議することを決定しましたので審議したいと思います。

お諮りします。本日程に提出されております請願2号及び陳情第5号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） したがって、請願及び陳情については、委員会の付託を省略することに決定しました。

ここで請願第2号の請願理由の説明を求めます。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 請願書、令和7年8月26日、玉東町議会議長、松尾純久様。紹介議員、狩野勝次。請願者、住所、玉名郡玉東町大字■■■、氏名、前田祐孝。

今回の請願書につきましては、今議会開催前、各位それぞれ配付され、議会出席者におかれましては熟読されていると思います。下記の文章朗読は省略いたします。

以上。

○議長（松尾純久君） 事務局長から申されたとおり、もし質疑があった場合は答弁の席に着いてください。

請願理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） では2点お伺いします。

本請願は、まずニュース報道を根拠にしておられます。この請願の提出者も書かれているとおり、報道はあくまで断片的な情報に過ぎません。そうした報道だけで百条委員会の設置を求めるのは、判断の根拠として十分とは言えないのではないかと思います。いかがでしょうか。

2点目ですね、百条委員会はものすごい調査権限があります。設置すれば多額の予算と職員さんの労力が必要になります。本町は先月、激甚災害に指定されるほどの豪雨災害に遭い、職員さんは復旧、復興に全力を注いでおられます。今このタイミングであえて百条委員会を立ち上げる優先性はどこにあるのでしょうか。

以上2点、お伺いします。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君、答弁席にお着きください。

○4番（狩野勝次君） 今、前田議員より2点質問がありましたけど、この請願理由、これを熟読されていると思います。NHKニュース報道が断片的な判断で報道されたといいますけど、NHKニュース局は事実をそのまま報道したわけであって、断片的では私はないと思います。この請願者に対して一応賛成、紹介議員となりました。

それともう一つ、この豪雨災害時になぜ百条委員会が必要か、費用がかかるということで、その費用の面に関しては、一応議員たちで百条委員会を立ち上げた場合は、費用弁償は町内であるわけだから出ないことになるわけですね。だから、ほかの調査のときに外部から来てもらうときには、それは費用弁償が必ず発生します。我々議員たちは報酬はない百条委員会、もしくは第三者委員会に委託するか、そういうことになります。

それで、この百条委員会を早急に設置、これは今、早急ではなくて、12月でもいいし年明けて来年でもいいことになるわけですよ。そんなに急ぐ百条委員会設置を、こちらはこの請願者と一緒に言っていないということをお伝えくださいということで、この百条委員会というのは、御存じのとおり強い調査権があります。この調査権に基づき事実解明を調べたうえで、町民に知らせる義務があります。それで調査をして何もなかったら何もなかったで町民に説明ができます。その前の段階のこの調査権限の百条委員会設置を今回請願者が提出されましたので、私も紹介議員として賛成いたしました。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） ありがとうございます。

ではお尋ねします。先ほど報道が事実とおっしゃっておられました。ではですね、ごめんなさいここに熊日の記事があります。これ見出しに、「県警検察に事件送致せず」と書いてあります。この記事は警察が強制捜査、家宅捜索まで行ったにもかかわらず、捜査書類が検察に送致されていなかったと報じられています。報道を事実とされるのであれば、この送致されていないという報道の意味をどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。お伺いします。

○議長（松尾純久君） 4 番、狩野勝次君。

○4 番（狩野勝次君） NHK局が報道した内容と熊日新聞社が記事にした内容、相違点もあります。けどNHK局はNHK局なりの報道のあり方でニュースで出しているわけです。熊日新聞社は熊日新聞社なりの記事の書き方、それぞれ報道機関は報道の自由がありますから、それはいろんな報道の仕方があります。だから偏った報道もあれば断片的な報道、そういった報道のあり方というのは、報道局、社のほうが自由に表現していると思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） 自由に表現される、そうですね、じゃあ紹介議員は、NHKのほうが事実であると、熊日はそうではないというふうな言い方のように聞き取れたんですけど、そういうことになりますかね。

（そう思っていない。）

そうではない、でもNHKのほうを信じると、ということですね。

（いや、信じるじゃない。）

（ちょっと待ってください。今、聞いていますから答弁は、普通の会話にしないでください。）

NHKのほうがどっちかというと事実であると、ということで、もちろんですね、疑念や不安があるということは理解します。しかし、何でも疑念がある、疑いがあるというから百条委員会では、やっぱり乱発になりかねないと思います。真相究明の手段は百条委員会にも十分に用意されていると思いますが、いかが思われますか。

○議長（松尾純久君） 4 番、狩野勝次君。

○4 番（狩野勝次君） 先ほど申した報道の自由、これは先ほど申したとおり、それぞれ局、社の報道の自由で表現されています。今、前田議員が言われた百条委員会の指摘ですね、これがなぜ必要か、この必要性と言われたらですね、百条委員会設置によって調査権ができるわけですよ。調査権ができたなら証人喚問じゃないけど、証言を得る人を呼んで、議員のメンバーでも百条委員会メンバーでもその人から話を聞けるわけですよ。だけんそういった調査を、基づき調査をしない限りには、今のところ何も町民に正確な事実を答えができないわけですよ。だから、まずはその百条委員会設置で調査をし、その結果を町民に知らせるべきと私は思って賛成、紹介議員になりました。

○議長（松尾純久君） ちょっと答弁の中ではっきりしない部分が、曖昧な点が私が指摘します

が、NHKは事実だという答弁をされました。質問者は、NHKは事実なら熊日は事実じゃないんですかという答弁の中で、報道は自由というのは結果答弁になっていませんので、その点ははっきりして、おたくは先の答弁で、NHKは事実だという表現をされましたので、そこが曖昧になってはいけないのではっきり答弁してください。分からないなら分からないで結構です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） はい、分かりました。熊日社が事実じゃないとは私は言っていない。NHK局も取材にきたとおり報道したわけであって、また新聞社の熊日社は、インタビューとか関係者に聞き取り調査をやった結果、その熊日に記事になったと思うんですよね。だから断片的な評価じゃなくして、報道の自由で局、社のそれは記事の書き方、報道のやり方と思います。

○議長（松尾純久君） そこを私が曖昧と言うのは、おたくが一番最初の答弁で、NHKの報道は事実ですと表現をされたので質疑者そう聞いたんです。だけん分からないなら分からないの答弁でいいんですが、両方を聞いておられるので、事実という発言をされたので私が確かめているわけです。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） はい、分かりました。NHK局はここに6月議会で取材に見えられて、この玉東町の議会のそのままの様子をニュース番組で流されたわけですね。その後、熊日社のほうで新聞記事で、今、見せられた記事、それも熊日社のほうで事実確認取りながら新聞記事に載せられたわけですね。だから、両方事実を報道していると私は思います。

○議長（松尾純久君） だから両方事実で答弁でいいんですか。

（はい。）

1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。ちょっと戻ります。両方事実であれば、先ほどの記事はどのように思われますか。先ほどの県警検察に、

（この熊日社の。）

熊日の記事についてはどうお考えですか。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 熊日社の記事も熊日社のほうが独自でインタビュー、調べたうえで書いた記事だから、事実もあるし、新聞社だから嘘は書かないからですね、本当の事実をそのまま記事に載せたと思います。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

そろそろ3回、4回続きますので、そろそろまとめかもう一回程度に抑えてください。

○1番（前田大樹君） はい、分かりました。ではですね、さっき百条以外にも十分に用意されていると私、お尋ねしたんですけども、真相究明の手段が、百条委員会じゃなくてもいろいろその手段は用意されていると思いますがというところでお伺いしたと思うんです。

○議長（松尾純久君） 百条委員会にたどらなくても、調査委員会等々があるんじゃないですかという質問です。分かりましたか。答弁をお願いします。

4 番、狩野勝次君。

○4 番（狩野勝次君） 百条委員会、議会運営上、百条委員会の規則制度がありまして、百条委員会が一番この調査権限は強く持っていますから、これで立ち上げて設置し、調査したほうが一番手っとり早いかなと思います、私は。ほか第三者委員会もそれは設置することもできますし、いろんな方法があると思うんですけど、その中でも私は百条委員会設置が一番規則的によいと思います。

○議長（松尾純久君） もうそろそろまとめてください。1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） では先日一般質問をされましたよね、それも手段の一つだと思うんですけども、要は質問して納得いかなかったら次の議会で質問してとか、大城戸議員も何回も質問されているじゃないですか、納得いかないから何度も何度も、それでいいと思うんですよね。紹介議員は一度質問されただけ、しかも時間が足りずにまだ聞きたいことがあったとおっしゃっていました。そのあとにすぐ動議を出されて、事前に作っていた資料を読まれていましたよね。要は、一般質問を通告しといて動議も出す予定でいて、そしてこの請願の紹介議員にもなっていると。そして、前回議会の際には、自分は質問をしていないのに動議でいきなり百条設置と言って、何かしていることとか順番とかがめちゃくちゃだと思うんですよ。本当に真相が知りたいと思っているようには見えないんですよね。本当に町民の不安を解消し、事実を明らかにすることが目的であれば、繰り返しにはなるんですけど、まずは他の手段を尽くしてからでも遅くはないと思います。ここで聞きたかったんですけど飛ばします。

2 問目いきます。優先性の問題です。先ほど費用のこと、さっき 2 点目に質問した優先性の、（優先性。）

はい、今、百条を立ち上げる優先性はどこにありますか。

（ああ優先権。）

優先権じゃないですけど、のことなんですけど、先ほどは費用のことを説明されていました。私はどっちかという、職員対応が必要になる、そのことをお聞きしたかったんですけどね、今、この復旧に追われている時期に、その時間を割く余裕が職員さんにあると思いますか。お伺いします。

○議長（松尾純久君） 4 番、狩野勝次君。

○4 番（狩野勝次君） じゃあ最初のほうの質問から答えます。

私が 6 月議会で一般質問出したあとに、熊日の記事が載ってきたわけです。私が一般質問を一番に出して、その後この事案が出て、これは質問を追加するかなと思ったんですけど、これちょっと間に合わないから、もう 6 月議会提出の一般質問にはプラスしなかったんですよ。もう時間もなかったし、一番最初に提出していたもんで。最後のほうに出したら記事のあとに一般質問にもまわせると思ったけど、追加でこの事案に対しては一般質問は 6 月には出しませんでした。9 月議会で一般質問で出す考えでした、今回ですね。

その次聞かれたのは、職員の余裕ですね、今、災害対応で職員も大変忙しい中ですよ、百条委員会でもし設置となって、職員を事情聴取で聞く場合は、それは是非設置となれば必ず出席し

てもらわなくてはいけないから、その時間と余裕がある打ち合わせをして、職員さんにも是非来てもらいたいと思います。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） 先ほどおっしゃった一般質問 6 月議会ですね、一般質問の提出開始よりも結構前に報道はされたんですよね、狩野議員がおそらく知ったのがその後だったという話だとは思いますが。

まとめます。一応百条を優先されるということで理解をしました。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） これで 1 番、前田大樹君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

9 番、吉住貞夫君。

○9 番（吉住貞夫君） 紹介議員の狩野議員に質問します。

まず、私たち玉東町議会議員は、議員に当選したあと、議員必携というのを全員渡されますね。そこではこの請願者の紹介議員ということになれば、請願内容を十分わかって賛意を表するということがうたってあります。

そういうことで、まず前田氏が請願書を出した内容について、十分わかつとられるのかちょっとお聞きします。

この中に、高層マンション建設の官製談合防止違反疑惑と、それから内部通報漏洩守秘義務違反ということに、この前田氏は疑問を持っておられると思いますけど、文からね。それで、まず高層マンション建設の官製談合防止疑惑、これについてはですね、町のほうからは、私たち全議員の全員協議会において、令和 2 年から 2 月の 25 日、企画の担当の■■氏から、令和 4 年 6 月 6 日、それから令和 4 年 7 月の 24 日、それから令和 5 年の 9 月の 4 日というような形で、もうその都度高層マンション、庁舎建設についての説明があっております。

その中で、今回の入札については、公募型プロポーザル方式でやるということで、このプロポーザル方式を審議するメンバーまでちゃんと私たちには教えてあります。そういう中で、官製談合防止違反、これをするようなところがあるのでしょうか。それが一つ。

それから、やっぱり庁舎建設もそうですけど、これも公募型のプロポーザル方式で審査やっておりますから、これもその疑惑ですね、官製談合疑惑、それから守秘義務違反、その真相究明と書いてありますけども、狩野議員は、NHK の報道に基づいて自分は言つとるということを、先ほどの前田議員が質問したとき言われましたけど、いろいろ報道機関はこのことについて報道されましたけども、それはほとんどテレビなんですね。記事にして出しているのは、熊日新聞の文が一番深く追及しながら記事に出していると思いますけども、私が持っている今年の 7 月 2 日に熊日新聞が記事を出したことについては、警察のほうで職員 6 人、それからそのうちの管理職の男性については 13 回にわたって調査している。それから預金通帳やら、いろいろパソコンやら押収して調べて、その結果何も出てこなかったと。

私たちが、議員がこのことについて調査した結果、この警察の捜査よりもまだ何か分かること

がありますか。その何か分かる証拠がありますか、そこをお答えください。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） はい、分かりました。それでは高層マンション、新庁舎及び一緒なんですけど、官製談合防止法違反疑い、この件もですね、私、6月議会寸前で聞いた次第で、今、先ほど申したとおり、山北小学校の運動会のとときだったですかね、町長が職員を処分下されたということで、山北小学校の運動会のあくる日の熊日の新聞記事に載ったわけですよ。そこで、この新庁舎及び高層マンション建設の今言った官製談合防止法違反疑惑という文字が出てきて、ああこれ町でもこんなことがあったのかと私、思いまして、それから熊日とか報道が始まりまして、6月議会に先ほど申したとおり一般質問間に合わないから、動議でこの件を調査すべきと思って、6月議会に動議を出した次第です。

そのあと吉住議員のお尋ねの守秘義務違反ですか、これと真相究明のための百条委員会設置ですかね、これが必要性がどういった内容が分かっているのか、必要性があるのかという問いと思うんですけど、この守秘義務違反もですね、私は当初分からなかったから、携帯の入力で調べて、この文言はどういったことに当てはまるのかですね、一応調べて、それから真相究明のためには、これは動議を提出し、百条委員会設置を設けて、それから調査する必要があると思いまして、全国でも百条委員会設置で調査をやられておられる議会があります。以前ネットで調べたところ、百条委員会設置から調査を行い、それからいろいろ調べた結果、事が判明したような議会もあります。

ちょうどこのころ兵庫県知事の問題が持ち上がってしまして、ちょうど玉東町もちょっと兵庫県知事の問題とかぶったところがですね、多少ありまして、だから是非6月議会で動議提出から百条委員会設置、そして設置となれば調査をし、それを調査した結果を町民に説明することが議員としての務めと思いまして、6月議会動議も出した次第です。

この前田さんの私に請願書を持ってこられたときですね、一応前田さんからも説明を聞いて、このNHK局が全国ニュースで夕方から夜まで3回流して、これはNHKのニュースが流したのは、本当誠なら大変なことですよと、だから、とにかく真相究明をこの前田さんは、是非議会のほうで進めてくださいということで、私もこれに請願書に賛成して、また9月議会にも一般質問と動議を提出しますということで話済んだわけです。その経緯が今、話したとおりです。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 長々と答弁されましたけど、まずですね、駅前の高層マンション、それから今度の新庁舎、これを町が公募型プロポーザル方式にしたとには、何でこの方式にしたんですか。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それは私もその当時プロポーザル方式で説明を執行部のほうから、町長のほうから受けています。今、プロポーザル方式で公共工事、箱ものを造るのが、今どこの、全国でも流行りじゃないけど、

（だから何のために公募にしたのか。）

公募ですか。

(いやいや、プロポーザル方式に何のためにしたのか、それを教えてください。)

分かりました。このプロポーザル方式は、選定委員会ですね、選定委員会でどこの業者に決めるか、その選定委員会が選んだところに、プロポーザル方式で業者を頼んで、そこに委託する。そのプロポーザルを受けた業者が建設に携わり、ほかの選定から外れたところは一切関係ない。その1社だけで話し合いができて。

○議長(松尾純久君) 9番、吉住貞夫君。

○9番(吉住貞夫君) 玉東町がね、何で公募型プロポーザル方式にして、そしてこれも私たち全協で話出てますけど、この中に、選定委員の中に町長は入ってないって言われています。そういう中で何で贈収賄にかかるとか、そういう疑惑がつながってくるんですか、そこを教えてください。

○議長(松尾純久君) 疑惑の質問ですか。

(はい。)

4番、狩野勝次君。

○4番(狩野勝次君) 選定委員会では当然町長は入っていませんよ。選定委員会は別の機関でプロポーザル方式で決めているわけだから、町長に今回こういった官製談合防止法違反疑惑という文字が出たのも私はびっくりした次第で、

(それはおかしいじゃないですか、びっくりしたというのは。)

いや、おかしいじゃなくして、この文字が出た時点で、何で町長にこういった疑惑が出てくるかなと。

○議長(松尾純久君) 個人的な話はやり取りしないでください。指名しますので。

4番、狩野勝次君。

○4番(狩野勝次君) だから私は、こういった疑惑とか文字が出てきて、これをやっぱりまず白黒ははっきりつけないことには、これが町民に事実を話すことができないからですね、とにかくこの調査をして、町長のみの潔白を百条委員会で調べたうえで、町民に公表するべきと、私はこの前田さんと同じ考えで、私も賛成、紹介議員として名前を書いたわけです。

○議長(松尾純久君) ちょっと補足しますが、ちょっと待ってください。今、9番議員の質問は、どこに疑惑があるからこの設置についての前田さんの同調を図られたかと聞いておられるんです。疑惑が新しく出たんですかというお尋ねだと思いますから、分からないなら分からないでいいです。

4番、狩野勝次君。

○4番(狩野勝次君) この疑惑ということは朝日新聞も書いていたし、テレビ局もニュースで報道で流したから、疑惑があるのかなのか、そこをはっきりするためには百条委員会で調べるほかはないと思ひまして、私はこの請願書に名前を連ねたわけです。

○議長(松尾純久君) 9番、吉住貞夫君。

○9番(吉住貞夫君) 報道機関、NHKのほかに朝日新聞の記事のことも今言われましたけど

も、熊日新聞の7月2日に出た記事、これについてはもう警察の捜査の内容も十分書いてありますし、その警察の捜査の仕方、それから報告についても、これはおかしいと、高検の検事の経験者の方も、今、弁護士されている方が、この警察の捜査はおかしい、やり方はおかしいと、最終的に詳しく職員も6人、特に管理職の職員には何日もわたって、それから財産なんかも調べて捜査した結果、何も出てこんだった。そして、そういう捜査したことについては、必ず検察庁に報告をしなきゃいかんというのに報告がしていない。でたらめな捜査ですよ。それだけでたらめな捜査で職員を捜査していながら、何も出ていないのにどこに疑惑があなた考えるんですか。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 熊日新聞記事は今、吉住議員が言われたとおり、記事どおり記載されてありました。町長もインタビューで答えられていて、警察の捜査が間違つとすると。まだ間違っていると町長は言っているけど、まだ疑惑問題がですね、まだ解決していないわけですよ。これが解決していれば百条委員会設置も何も必要はないわけですよ。

（ちょっと今のところ●●●。）

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 解決していないと言われましたけど、この熊日新聞の記事によれば、もう捜査は終了したてなっていますよ。疑惑はなかったということでしょう、捜査が終了したということは、そのことについてはあなたは納得しないわけですか。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） まだ捜査は終了ということじゃないと思います。記事にはそんなふうにして書いてありましたけど。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） その終了していないというあなたが考えている根拠は何ですか。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 私もですね、叔父が京都府警の捜査二課長を43年間務めて、いろいろ相談したわけですよ。警察もね、最後までいかないと終わったような表現をするけど、はっきり捜査本部が解散しない限りは終わってないと叔父も言いましたから。まだ捜査本部自体が県警が、私も解散しているのかしていないのかそこはちょっと定かじゃないけど。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） この●●●の紹介議員になるにあたって、どうして警察、この捜査は終了しているのかしていないのか、新聞には終了、終わったと記事が出ているけども、どうですかでどうしてそれを確かめないんですか。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） いや、それは確かめましたよ私、実際、警察のほうに電話して、もうこの件は捜査終了なら百条委員会も取り下げないといけないからどうなっていますかと。警察は濁したような答えですよ。まだ捜査本部はまだ解散していない。まだ続行とも言わないし解散していない、それだけです。続行しているとか、もう解散しましたとかそこは言わない。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） じゃあ狩野議員は、この熊日の記事の捜査終了という記事は、これは間違いというわけですか。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） いや、その終了がですね、警察が終了で言ったのか、どこが捜査終了で言ったのか、そこが問題なわけですよ。だけん熊日記事が書いとるのは、その終了は警察がもう捜査を終了しましたという記事なのか、そこがまだ曖昧な点が熊日のほうもありますから。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 町へ県警から捜査を終了を伝えられたて書いてありますよ。

（うん、記事には書いてありますね。）

だけん町に終了で連絡きとつとでしょう。

（けど、まだ私が聞いた限りでは、警察のほうはまだ解散は、捜査本部の解散はしていませんと、そんなふうに答える。捜査続行とも言わないし、まだ解散もしてないと、そんなふうな濁したような言い方ですよ。はっきり断言しないような言い方、そういう答えでした。）

○議長（松尾純久君） これ警察の話が入ってきたので、終了しただのしないだのというのは、おそらく私が確認したところ、当役場には完全なる捜査終了という話は聞き及んでおります。しかし、本部がそういう発言をしたのなら私も断言はできませんが、お二人の話聞いているとその押し問答ですから、そろそろですね、具体的なほうにまとめてください。

9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） そういうことで、マンション建設、役場庁舎建設の官製談合防止法疑惑、それから守秘義務違反、これはもうテレビよりも記事として載っている熊日の新聞のほうが間違いなく信じられると思います。そういうことで、請願については、私は必要ないんじゃないかと思っています。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） すみません、狩野議員にちょっとお尋ねいたします。

6月議会で狩野議員は動議を出されました。今回そのときに質問をされたのは前田議員だけでした。それには町長は答えました。当然ですね、今回の強制捜査の中で職員が処分をされております。それは当然町民に対しては、説明責任は当然町長にはあったと思います。処分をされておられますので。それがなかった経緯もあって動議を出されたのか分かりませんが、今回の一般質問で狩野議員と坂本議員が、この職員の処分について一般質問をされております。そのときの町長の答弁では納得できなかったのか、そのところはどうか考えておられますか。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 町長に私も一般質問でお尋ねした経緯で、町長の答弁で、まだ納得いか

ない点がありまして動議も提出しました。私が言うには、町長がですね、この処分を下した理由とかを議員団に説明でもしてもらえれば、私たちも納得すると思うんですけど、ずっとここまで、9月議会の答弁で、あらかた町長の説明で分かってきたような感じで、そこまでは全然内容的に分かっていませんでした。

南関町の佐藤町長はですね、今年6月だったかな、社協の職員の処分を下したときに、全員協議会の場で、こういった事情で処分を下しましたと熊日新聞記事にも載っていました。何で前田町長は、全議員の前でそういった説明をしないのかなと、私も何回か町長にも、全員の前で説明されたら私たちも納得しますよと言ったこともあります。ひょっとしたらこれ一部の議員がこの件は知っていたんじゃないかなと、一部の議員、この玉東町の一部の議員はこの件を知っていて、知らないのはほかの議員が知らなかったんじゃないかなと、私はちょっとそんなふうに考えがよぎったわけです。だから、やっぱり町長から実際話を聞かないと。

○議長（松尾純久君） ちょっと待ってください。議会の議員のことに触れられましたので、少し私も今、立腹しているところです。一議員が知ったという事実はどこでどういうふうに見られたからそういうあれが出てきたんですか。

（それは私の考えです。）

（私もそういう推量します。）

あなたには発言権ありません。

5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 当然今回の一般質問のあとに動議を出されました。それはそういう動議を出す準備をされとったということは事実ですよ、あれだけ文章を書いてきておられましたので。町長がお二方の一般質問に丁寧な今、答えておられます。その内容自体をもって納得がいかなかったということですかね。

（そうですね。）

狩野議員は。

（はい。）

動議を出されたわけですか。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 坂村議員がおっしゃるとおりです。私もまだ質問があと3点ほど残ってまして、ちょっと時間切れになりましたけど、やっぱり初日みたいに、町長の口から答弁で答えてもらおうと、私たちも納得ができるわけですよ。ただ、ほかから聞いた情報だけ聞いたら、ちょっと本当か嘘か分からない状態で、やっぱり町長の口からそういった事情説明ですね、6月議会は動議はもう可決されなかったから、前田議員の一般質問だけに答えられましたけど、聞いていてちょっとこれはまだほかに聞きたい部分が私はあるなあって、9月議会で一般質問を出し、もう一回これはやっぱり調査をし、はっきりな事実解明をするべきと思って動議も出しました。そういうことです。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 分かります。そういった形で何回でもね、次の議会、12月議会でもそういった形の中で丁寧に説明をいただくということの考え方はなかったんですか。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 12月議会でもたまた一般質問で、いや、12月議会にも私、今回質問内容が三つ残っていますから、その分はまた町長にお尋ねします。一般質問のほうで。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 総合的に見たときに、先ほど吉住議員と前田議員が狩野議員に質問をしました。その中ですべて捜査とか、当然、今回地検に捜査結果をあげていないと、その段階で一応終わっているんだという形で、私たちはそういった説明をいただきました。不起訴とか起訴とかいう段階の話じゃないですね、もう捜査はそこで、地検に結果をあげていないという捜査で終わっているわけですので、そのくらいの結果、何もでなかったということなんですよ、警察が延べどのくらいですか、11月から2月だったですか、4月までだったですかね、捜査終了されたのは2月だったです。その間4か月ぐらいありますよね、捜査期間が、担当された職員は延べ80時間事情聴取を受けたというぐらいに、かなりハードで強制捜査をされておりますけれども何も出なかったと。それを百条委員会を立ち上げてまでね、私たちがそういう調査をすること自体が狩野議員は必要だと思いますかね。今、2回動議を出されて、今回紹介議員にもなっておられます、今回の、百条委員会は3回目ですよこれで。

（いや2回です。）

この請願書を見るとか、百条委員会を立ち上げてほしいというようなことで、それを紹介されておりますので、●●●一般質問で町長の説明が不十分と思った時点は、また12月で十分説明をいただきながらでも進行して、それでも納得いかんだったら動議を出されていく、そういう手法というのは考えられなかったですか。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 町長に、熊日新聞記事も一緒なんですけど、捜査終了ということで書いてありますけど、やっぱりその以前の前の内容が私たちはまだ把握できていないわけですよ。この事案が2022年から警察のほうで捜査が始まったということで、25年でもう3年間何も私たちは知らずにいて、そういったことがあつとるなら、町長からも議員団に、こういったことが今、警察のほうから捜査があつとるとか、そういった話も全然聞いてなくて、熊日新聞が処分を下したというところまで私も全然知らずにいたわけです。この疑惑という文字が出て、やっぱりこれは町民が聞かれるわけですよ、「何の玉東町で事件のあったつね」で、「何の疑惑ね」で、じゃあ議会でちょっと動議出して、この件をちょっと真相解明しますねということでお答えしたんですよ。

ほかの議会でもこういった事案は結構全国ありまして、百条委員会設置を行って、それから調査し、調査したのを住民の方に丁寧に説明というか、文字で結果、百条委員会の結果ですね、これをお知らせしてあります。その百条委員会設置されたところはですね。されないところも当然全国に数か所ありますから、ネットで調べたらですね。だから、百条委員会設置になぜ反対され

るかなあ、調べて白黒はつきりつけて、何もなかったらそれが一番いいから、別に疑惑と書かれとるだけだから多分何もないと思うんですよ。だけんそれを捜査して調べれば事実関係がはっきり分かるわけだから、だけん何で反対される私も意味がちょっと分からないわけですね。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 最後にまとめます。やはりですね、今回の町長のお二方に対しての丁寧な説明をされました。説明されたことで、私たちも初めてそういった情報というのはいただいたわけですが、やはり職員の処分をされた段階では、狩野議員が言われるように、私たち議会内に、議会全員協議会の中で丁寧に説明をされなだった責任は私は否めないと思います。これを怠られたことは。だから、それでもね、6月議会では前田議員がこの件については質問をされております。今回はお二方が一般質問をされている。それで足らなだったらもう一度されたらどうでしょうか。質問、もう少し足らん部分の質問を、納得できない部分の質問を、百条委員会があまりにも早すぎるとじゃなかつですか、もう少し丁寧に町長から説明責任をいただくと。今回の説明は、伺っていると私はそれなりに納得しましたけれども、お二方は納得されとらんなら、それはそれでもう一度12月議会で説明を求めていくと、それか全員協議会の場所でもう一度丁寧に町長より説明をいただくと、そういう方法が、私は百条委員会まで立ち上げてね、するべき事案じゃないと私は思います。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありますか。

8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 今まで皆さんいろいろ聞かれたので、重複するような質問になるんですけども、申し訳ありませんがちょっと答えていただければと思います。

今回請願のほうに前田さんが出されて、それを紹介議員が狩野議員ということでありまして、その請願の趣旨の中で、高層マンション建設時の官製談合防止法違反疑惑と内部情報漏洩と守秘義務違反のニュース報道に関する真相究明のため、百条委員会を設置してくださいという請願ということなんですけども、前田議員も同じようなことをおっしゃっていたんですけども、このことを百条委員会という、私も議会の議員として非常に重い特別委員会をつくるようになるんですけども、それを設置しないと解明できない理由というのが、どうしてもいま一つ分かりにくい。百条委員会を設置することでしか解明できないと思われることを、なぜかというのをちょっと説明していただければと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） ここの請願趣旨に書いてあるとおりですね、この官製談合防止法違反疑惑、この疑惑がですね、やっぱり一番の鍵でありまして、この疑惑ということを報道各社が書き立てるのは、何があってこの疑惑と書き立てるのか、私も不思議に最初思いました。何か潜んでいるのか、そのためには真相究明のための百条委員会設置、これで真相、事実解明をすべきと思い、この前田さんの請願書に賛成をいたしました。

○議長（松尾純久君） ちょっと補足しますが、先ほどから3名の方から、よく疑惑疑惑というその原因、疑惑の内容を、疑惑たるものをあなたが感じられたことを述べてくださいと再三聞いておられます。そこがどうも私にも聞いているとはっきりしていないので、そのへんの疑惑がどの疑惑があつての百条までかというのは、お三方は同じ同意見だと思いますが、そのへんを具体的に述べてください。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） はい、分かりました。この文字のごとくですね、新庁舎、高層マンション、これに対しての報道機関が、この疑惑はありと文字で書いていることに対して、私もこれは何か事件性があるのか、それともないのか、ここをやっぱり事実確認を百条委員会で突き止めなくてはいけないと思い、百条委員会設置を動議で提出した次第です。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 狩野議員の動議で出されたり一般質問されたりするのはどうでもいいとは思いますが、今回のこの請願のことに限ってだけのことで質問させていただきたいと思います。ということだけで頭の中に入れて聞いていただければと思いますけれども、要するにいろいろな方が今、質問された中で、特に官製談合については、警察のほうの調査は終了しているんじゃないかというふうに、私はそういうふうにとっているんですけども、請願者である方と狩野議員は、まだそのへんの疑惑が残っている、だからそのために解明するために設置しなくちゃいけないということなんですけども、もしまだ捜査が続いているというふうに思われるのであれば、それは明らかに警察のほうの仕事であって、今、実際動いていることであれば、私どもがその中に介入して調査するという時期ではないというふうに思うんですが、それと一緒にですね、この最後のほうに、玉東町民として当事案が本当に何もなかったことが、第三者の視点で証明されることを熱望いたしますというふうなことを書いてあるんですけども、これは別に百条委員会という場でなくても、警察のほうでその疑惑はなかったんだという答えが出れば、またそれはそれでいいのではないかというふうにも思いますけども、どうしても百条委員会じゃないとこれは解明できないというふうに思われるのはどういうところでしょうか。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 警察の捜査は捜査、これは議会のほうで調べる私は案件と思うですよ。町内でこういった報道をなされて、まだ真相解明ができていない。だから議会で真相解明のための百条委員会設置が必要と私は思っています。また、福岡県の大刀洗町も先だって百条委員会設置から8か月経って、町長がやっとその百条委員会設置の場に出てこられました。これも百条委員会もすぐがすぐに解散になるわけじゃないわけです。時間がものすごくかかるわけですよ、だから設置ができたらずぐできるじゃなく、いつになったら調査が始まるか、それは始まってみないと分からない状態で、これが時間が経てば経つほど、百条委員会の調査が遅れてくるほどその事実関係も薄れてくるわけですよ。だから早期に設置してもらい、それから続き調査を行い、それで町民にこの調査の結果を知らせるべきと私は思っています。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 紹介されたことに関しては、今さっき述べていただいたような気持ちでされたということがよく分かりましたけど、この官製談合はまだ続いているんだということであれば、この百条委員会のそういう調査を、調査権がありますから調査で結論が出せることと、警察が調査をして明らかにするというふうな、まだ狩野議員はまだ続いているんだ、私はもう終わっているなとしか思っていないんですけども、そうであれば警察よりも百条委員会のほうが、それだけの案件をとにかく、内容をつまびらかにできるスキルがあるというふうにも感じていらっしゃるということですかね。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） はい、私はですね、警察のほうは百条委員会とは全然別個のものと思っています。こういった百条委員会の設置が、議員必携の法律で決まっている以上ですね、これを使わない手はないと思います。何でも検証、何ごとも検証が必要なわけですよ。検証して調査し、その結果を報告する議員は義務があると思うんですよ。検証もしない、調査もしない、もうこの件はもう終わりましたでは、町民は納得しないと思うんですよ。だから、はっきりとした検証、調査、事実関係を町民に知らせるべきが議員には課せられていると思います。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） おっしゃることに関してはですね、私も否定しませんし、その必要性は確かにあるというふうには考えます。ただそうであればですね、この第三者の視点で証明されること、要するに百条委員会でなくてはいけないと、この前田さんの請願のほうの最後のまとめのところでもあるので、それと、すぐでなくてもいいというふうなことをさっきほかの方の答弁のときおっしゃったんですけど、そういうそれはあくまでも今進んでいることの内容でいろいろなことが出てきたら、出てくることもあるというふうな意味なんではないでしょうか。それとも先に、別に今日でなくても先でもいいんですよということをおっしゃったのは、どういうふうな意味でおっしゃったのか教えていただければと思います。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 今の質問はですね、今すぐじゃなくして先でもいいという質問と思うんですけど、そうじゃない。

（先ほど答弁の中でおっしゃったわけです。）

（さっき答弁で、そうじゃなくてもいいあなたが答弁したでしょう。そのことたい。）

そうそう、これは設置がいつになるか分からないし、今、動議出してずっと否決否決できていますので、これが可決になるかならないかはまだ分からないし、時間もかかると思います。とにかくこの件が薄れないときにこの設置、百条委を設置し、そこで検証をするべきと私は考えています。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

そろそろ。

○8番（清田高広君） はい、分かりました。この事に関してはですね、同調できるところ、ちょっと違うかなというところいろいろございますけども、この官製談合、ちょっと今さら質問をまた繰

り返すのはあれなんですけど、内部情報漏洩と守秘義務違反ということに関しては、確かにまだ質問の中で聞いていなかった件があるんですけども、これの件に関してはですね、やはりもう少し早く私どもにも説明していただきたかった、町長からの説明をいただきたかったというのは私にもあるんですけども、ただ、この件に関しましてはですね、非常にプライバシーとか、いろんなコンプライアンス、非常に入り交じってですね、複雑な面があると思うんです、なかなかこういう今回の件に関しては、百条委員会という中では調査しにくいという面もあり、また、先ほど申しましたように、捜査がまだ続いているのであればそういう中での結果が出るので、結果の出たあとにというふうなお考えはないのでしょうか。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） この内部情報漏洩と守秘義務違反に関しては、町長がたびたびテレビインタビューで答えられて、私も分かったし、町民の方も分かったと思うんですよね。新聞記事にも町長が丁寧に答えられて、私たちはもうこれは最初知らなかったことで、そのニュース報道、新聞等で知った限りで、内容は町長が答えたとおりですよ。その清田議員が言う百条委をなぜ早く設置したいのかという意味でしょう。

（それもありすけど。）

それは設置しても大刀洗町みたいに、8か月後に百条委員会が開かれたり、百条委員の調査が始まったり、その議会議会で始まるスタートが違うわけですよ。早いところはすぐ始まるんですけど、いろんな手続きがありますから、すぐがすぐにはもう始めることができないわけですよ、手順踏んでからだから。だから期間が、委員会開くまでの期間が相当時間がかかりますから、だから設置だけを取り急ぎしてもらって、それから調査の内容をまとめ、それから調査、尋ねる人を呼んで委員会で尋ねるその期間が相当な期間かかるわけですよ、すぐにはできないから、だからそのために百条委員会設置を早くしてもらいたく、私はこの前田さんに賛同いたしました。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 以上で質問は終わります。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 狩野議員に質問いたします。

私はですね、この事件、この疑惑問題で、警察が白だと言うならそれはそれでしょう。この過程の中でですね、取り調べの中で職員が情報を漏らしたんだったら、公益通報にあたるといいます。だったら処分の必要性はないと思いますので、一般質問で言いましたように、このことについて狩野議員はどういうふうにこれは捉えていますか。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 坂本議員にお答えします。

公務員法がありまして、行政トップはその職員を守る権利がありまして、むやみに処分下したり、守らずの処分は許されないということで、いろんなケースバイケースがありまして、その処

分の仕方でも今回町長がどう判断されたか、処分の権限は町長にありますから、町長が判断して処分されたと思います。けど守ることも考えなくてはいけないと思います。職員をですね。家庭もありますし、処分となれば懲戒処分となればそれだけ職員に傷もつくことだし、悪いことをすればやっぱり処分対象にもなりますし、その反面、今は法律ができて、職員を守る行政のトップ、こちらのほうもやっぱり考えなくてはいけないからですね。

坂本議員が言うのは、公益通報違反にあたるとおっしゃるけど、これも私は町長から昨日一昨日初日に答弁で聞いて分かったような次第で、それまでは私も全然知らなかったからですね。今回町長が初日、私と坂本議員の一般質問に丁寧に答えてもらったから段々内容が見えてきた。これをもうちょっと全協の場ですね、早く説明が欲しかったんですけど、町長選も重なったこともあるし、だから選挙が終わったあとでもですね、この説明が早くあったらよかったなと今でも思っています。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 非常にですね、官製談合疑惑から複雑な様相になっていってですね、物の本質がちょっと見えんごとなってきたと思うとですよ。ちょっと物ごとを整理しながらですね、この問題にあたっていかにと非常にいけないというふうに思いますので、狩野議員におかれましてはですね、そのへんも十分加味しながらですね、事を進めてもらいたいというふうに思います。

以上、終わります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、功刀圭一君。

反対のほうからの討論が始まりますのでよろしく。

○2番（功刀圭一君） ただ今議題となっております百条委員会設置に関する請願について、私は反対の立場から討論させていただきます。

本件は、町職員による情報漏洩と、それに伴う町長の下した処分に関するものであり、町民の関心の高さは十分に理解しております。しかしながら、百条委員会の設置は以下の理由から現段階で適切ではないと考えます。

本件の事実関係を整理します。ある町の職員が、公開前の情報を警察に漏洩したということが、ほかの町職員の方の捜査で分かったこと、まずここです。警察に捜査を受けたこと、何か情報をしたのであれば、なぜ次の日にでも上司や同僚に言わなかったのか、相談しなかったのか、私はここに問題があると思っております。それに情報を漏らしたことを認めていたものの、審査委員会などでは2回、3回と忘れた、分からないなどとの回答をし、審査委員会の皆様方は何もなかったとの町長の報告があっておりました。

でも町長はこの事態を重く受け止め、当該職員に対し、給与1か月10%の減給処分を下しました。一部の議員さんからは、厳しすぎるなど、かわいそうなどの声も上がっていますが、私は、町長の判断は妥当だったと考えます。町の信用を失わせる重大な行為であり、厳正な処分は再発防止には必要不可欠です。

また、町長が独断で処分を行った指摘もありますが、地方公務員法に基づき、任命権者である町長は、職員の懲戒処分を行う権限があります。現段階では情報漏洩の事実、職員の二転三転の言い違いに町長が下した内容など、一連の経緯は、前田議員、狩野議員、坂本議員が一般質問されており、明らかになっています。百条委員会を設置してまでさらに詳細は調査を行う必要性は低いと考えます。

また、百条委員会の設置に多大な時間と費用を要すると思います。町の財政状況を考慮すれば、現段階で百条委員会を設置することは、町民の皆様の税金の無駄遣いになることになりかねません。今は復興に向けて頑張っていないといけないと思います。

以上の理由から、私は本請願に反対いたします。町民の皆様、議員の皆様におかれましては私の意見を御理解いただき、冷静な判断をお願い申し上げます。

○議長（松尾純久君） 次に、賛成者の討論を求めます。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 今回官製談合防止法違反疑惑と内部情報漏洩と守秘義務違反、二つの件で請願書が出されていますが、私は、二つのうち特に後者に角度をあてての賛成討論をさせていただきます。

今回の一連の事件は、特に職員の処分については、町長の時々の説明で少しは分かってきました。もう少し早い時期になぜなされなかったのか、早ければよかったのにと歯がゆい気持ちです。説明も自由に質問できる形での詳細、丁寧な説明の場があればよかったのと思います。しかし、町長の説明だけを聞いたことでの真相判断は偏る危険もあります。当事者、関係者の意見、説明も求めてやらなければ、公明正大の判断にはほど遠いと思います。

町長は疑心暗鬼が生じるとの表現が使われたが、今まさに町民が疑念、疑惑、疑問を抱いています。やはり交錯した紐をとかねば、町民も、特に職員も正常な平安は訪れません。処分は正当、処分されて当たり前、かたや処分は不当、処分されることはやっていない、処分したほうを守るのか、処分されたほうを守るのか、職員のこの事件を議会側が先に知った場合に、議会側から職員の処分をすべきではないかとの議論がなされた形での、その職員をどこまでもかばう町長の姿が本来ではなかったか。今の光景は哀しいかな滑稽で逆さまです。「過ちを改むるに憚かる勿かれ」と論語で孔子は説いています。やはり百条委員会を設置して、裏付けされた真相を探すべきと私は考えます。

町長はかねて、職員がやる気をなくすことはやってはいけないと、この議会でもどこでも発言されています。町職員分限懲戒審査委員会が事実が確認できなかったとの答申を尊重しないのであれば、何のための委員会なのか、「信なくば立たず」との教えもあります。それを覆した町長の強権、強い権限執行こそ職員に疑心暗鬼を与えるものです。古代中国の經典、礼記の教えを引

用します。「苛政は虎よりも猛なり」、民を苦しめる残酷でむごい政治は、人を食う虎よりも恐ろしい。そんな玉東町ではない、そんな前田町長ではないと信じている私を裏切らないでください。議員の皆様、処分された職員さんを、あなたの息子、あなたの弟、どうか皆さんの身内と考えて、温かい御判断をお願いします。あやふやな判断で処分された職員は、私たちの息子なんです。

終わります。

○議長（松尾純久君） 次に、反対者の討論をお願いします。

1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） 私は、本請願に反対の立場で討論いたします。

まず、百条委員会は、最も強力な調査権限を持ち、参考人の招致や証人尋問、資料提出の要求など、司法に近い強制力があります。そのため、設置には多額の予算と職員の労力が必要となり、町政への負担は極めて大きいものとなります。本来、百条委員会は最後の手段であり、他の委員会での調査や一般質問など、既存の手続きでは解明できなかった場合に限り設置されるべきものです。しかし、今回の請願は、そうした前段階の努力を得ずに、いきなり百条委員会を求めるものであり、その重みを軽視していると言わざるを得ません。

また、本請願の根拠はニュース報道にあります。しかし、報道はあくまで断片的な情報であり、公式の事実認定ではありません。もし報道だけを根拠に百条委員会を設置するなら、今後あらゆる報道や不確かな情報が口実になりかねず、議会の信頼を損なうこととなります。加えて、既に一定の処分を受けた職員が、百条委員会で公開の場に呼び出されることは大きな心理的負担となりかねません。そのうえで真相究明の手段はほかにもあります。百条委員会は最終手段である以上、まずは既存の手段を最大限に活用することが優先されるべきです。

さらに、本町は先月の豪雨災害で甚大な被害を受け、職員は復旧、復興に全力を尽くしています。今、百条委員会を立ち上げれば、多くの職員が調査に借り出され、災害対応に支障をきたす可能性があります。町民の安心・安全を最優先にすべき今、あえて百条委員会を設置する必要性は極めて低いと考えます。

最後に、率直に申し上げれば、今回の請願提出や紹介議員の動きは、町長への政治的対抗やパフォーマンスのように映ってしまう点が否めません。議会は町民の生活を守るための場であり、政争の道具にしてはならないと強く思います。

以上の理由から、私は本請願に反対いたします。

○議長（松尾純久君） トイレの請求がありましたので、討論の最中ですがしばらく休憩します。

休憩 午後 2 時37分

再開 午後 2 時45分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど討論の途中でしたが、討論を続けます。

賛成者の討論を求めます。

3 番、大城戸廣澄君。

○3 番（大城戸廣澄君） 賛成討論をいたします。

警察で22年11月から職員 6 人が任意で事情聴取をされていること、その後分限委員会で1年以上、4回にわたる審議がされているにもかかわらず、先の6月議会での一般質問で初めて知ることになりました。それまで執行部から議会や町民への説明はなかった。町長の一昨日の16日の答弁で少し分かった気がするが、そのとき問題が根が大きいと言われました。そこで、ああ、まだいろいろ知りたいことを調べないかんことがあるなと私は思いました。

警察は捜査であり、私たちは町民の代表である議会の責任者としての主権者たる町民の知る権利を守る観点から、真実を明らかにするために百条委員会設置に賛成いたします。

○議長（松尾純久君） 次に、反対者の討論を求めます。

ないようにしたら賛成者の討論を求めます。

6 番、坂本和也君。

○6 番（坂本和也君） 賛成の討論を行います。

この件の発端は、官製談合防止法違反の疑いです。その捜査の取り調べの中で、警察に役場内の情報を漏洩させたことであれば、公務員としての公益通報にあたると思われる。また、町の分限調査委員会では、委員13名全員一致で懲戒処分を行う必要なしと結論を得て、散会、答申しております。さらに新聞でも大学教授が、秘密保持違反に該当しない可能性もあるとコメントしております。

今年の6月、議会において前田議員が質問いたしましたが、6月号の議会広報誌は出ておりません。よって、町民の知るところではありません、この問題は。今議会でもまた多くの疑問が残っています。よって、百条委員会の設置に賛成いたします。

終わります。

○議長（松尾純久君） 6 番、坂本和也君の討論を終わります。

ほかに討論ありませんか。討論ありませんか。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。

討論となりましたので、この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（松尾純久君） 起立少数です。したがって、請願第2号は、不採択とされました。

これから陳情第5号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで討論を終わります。

これから陳情第5号「水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める陳情書」についてを採決します。

お諮りします。陳情第5号を採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は、採択することに決定しました。

これで請願、陳情の件を終わります。

お諮りします。ただ今陳情1件が採択されましたので、坂本和也君外1名から、発議第5号の意見書が会議規則第14条の規定により提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、発議第5号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

議案配付のためしばらく休憩します。

休憩 午後2時49分

再開 午後2時51分

○議長(松尾純久君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1 発議第5号 残された全ての水俣病被害者救済と水俣病問題の解決を求める意見書の提出について

○議長(松尾純久君) 追加日程第1、発議第5号「残された全ての水俣病被害者救済と水俣病問題の解決を求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。

6番、坂本和也君。

○6番(坂本和也君) こんにちは、よろしくお願いします。

発議第5号、令和7年9月19日、玉東町議会議長、松尾純久様。提出者、玉東町議会議員、坂本和也。賛成者、玉東町議会議員、坂村勇治。

残された全ての水俣病被害者救済と水俣病問題の解決を求める意見書の提出にて、上記の議案を別紙のとおり、玉東町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

1枚おめくりください。

中身についてはですね、水俣病発見から来年で70年になります。この問題を早急に諮るために提出するものであります。あて先はですね、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣あてです。玉東町議会、よろしくお願いします。

○議長(松尾純久君) 意見書の朗読が終わりましたので、これから発議第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会）

○議長（松尾純久君） 日程第8、閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員長、総務経済建設常任委員会委員長、厚生文教税務常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査についての申出書があります。

お諮りします。本件については、それぞれ申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、本件については、申し出のとおり閉会中の継続調査することに決定しました。

以上で本日の日程及び会期日程のすべてを終了します。

会議を閉じます。

これをもって令和7年第3回玉東町議会定例会を閉会します。

起立。お疲れさまでした。

閉会 午後2時55分